高鍋町こども計画

（第3期高鍋町子ども・子育て支援事業計画）

「令和7年度～令和11年度」

令和7年3月

高鍋町

目 次

第1章　計画策定にあたって……1
1. 計画策定の背景……1
2. 計画の位置づけ……3
3. 計画の期間……5
4. 計画策定の方法……5

第2章　高鍋町のこどもと家庭を取り巻く状況……7
1. データから見えるこどもと家庭を取り巻く状況……7
2. アンケート調査結果から見えるこどもと家庭を取り巻く状況……17

第3章　第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画の実績……32
1. 教育・保育の実績……32
2. 地域子ども・子育て支援事業の実績……33

第4章　計画の基本的な考え方……38
1. 計画の基本理念……38
2. 基本的な視点……39
3. 基本目標……40
4. 計画の体系……41

第5章　施策の展開……42
基本目標1　こども・若者が自分らしく成長できるまちづくり……42
基本目標2　こども・若者の将来にわたる健やかな成長を支援するまちづくり……53
基本目標3　子育てにやさしいまちづくり……62

第6章　教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業の提供体制……69
1. 教育・保育提供区域の設定……69
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策……70
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策……71
4. 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保……74
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施……74
6. 産後・育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保……74

第7章　計画の推進方針……75
1. 計画の推進体制……75
2. 計画の進捗状況の管理・評価……75

資料編……76
1. 高鍋町子ども・子育て会議設置条例……76
2. 高鍋町子ども・子育て会議委員名簿……78

第1章　計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国では、急速な少子・高齢化の進行によって、人口構造にひずみが生じ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会へ深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。また、こどもや家庭を取り巻く環境は、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化といった流れの中にあり、児童虐待やこどもの貧困の連鎖といった様々な課題への対応などが求められています。

国においては、「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策が進められてきました。しかし、出生率の低下には歯止めがかからず、全国の合計特殊出生率は令和5年に1.20という過去最低を記録し、人口規模を維持できるとされる2.07からみると依然として低い状況にあります。

こうした少子化の流れに対し、平成15年には子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定されるとともに、平成24年に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が制定されたことにより、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

また、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」（平成26年）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年）、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年）が策定されました。加えて、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進を目的に「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年制定）、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）」（平成25年制定）が施行されるなど、各種法整備に基づいて取組が進められてきました。

さらに、令和5年には、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」が発足、こども施策を総合的に推進するために「こども基本法」が施行、「こども大綱」が策定されました。

こうした国の取組に沿って、本町では「高鍋町子ども・子育て支援事業計画」（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）を策定し、これまで子育て支援施策を総合的に進めてきました。

この度、令和6年度に「第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、国のこども大綱を勘案しつつ、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者育成支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するため、「高鍋町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

＜参考：国の少子化対策に関する主な取組＞

年	法令、計画等
平成6年	「エンゼルプラン」策定
平成11年	「少子化対策推進基本方針」策定
	「新エンゼルプラン」策定
平成15年	「少子化社会対策基本法」施行 →「少子化社会対策大綱」策定
平成17年	「次世代育成支援対策推進法」施行 →「市町村次世代育成支援行動計画」策定
平成22年	「子ども・若者育成支援推進法」施行 →「市町村子ども・若者計画」策定
平成26年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 →「子供の貧困対策に関する大綱」策定→「市町村子どもの貧困対策計画」策定
	「放課後子ども総合プラン」策定
平成27年	「子ども・子育て支援法」施行 →「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定
平成30年	「新・放課後子ども総合プラン」策定
令和5年	「こども家庭庁」発足
	「こども基本法」施行 →「こども大綱」策定→「市町村こども計画」策定
	「放課後児童対策パッケージ」策定
令和6年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正

2. 計画の位置づけ

(1)法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条に基づいて策定し、以下の計画を一体的なものとして策定します。

・子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困対策計画」
・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
・文部科学省・厚生労働省通知に基づく「放課後児童対策パッケージに基づく市町村行動計画」
・成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に基づく「母子保健計画」

＜参考＞

①こども基本法(第10条)より…市町村こども計画

・市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、こども計画を定めるよう努めるものとする。
・こども計画は、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」等こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

②子ども・子育て支援法(第61条)より…市町村子ども・子育て支援事業計画

・市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村子ども・子育て支援事業計画」という)を定めるものとする。

③次世代育成支援対策推進法(第8条)より…市町村次世代育成支援行動計画

・市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

④こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条)より…市町村こどもの貧困対策計画

・市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

⑤子ども・若者育成支援推進法(第9条)より…市町村子ども・若者計画

・市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱と都道府県子ども・若者計画を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

⑥こども家庭庁、文部科学省通知(3. その他留意事項について)より…放課後児童対策パッケージに基づく市町村行動計画

・子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画(以下、「事業計画」という。)において、新プランにおいて示してきた内容について引き続き盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができると考えられる。特に令和7年度を始期とする第3期市町村事業計画における放課後児童クラブの量の見込みについては、校内交流型や連携型の記載について整理を行った上で、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』(第三期手引き)を周知する。
なお、事業計画は、こども基本法におけるこども計画や市町村こども計画との一体的な策定も考えられる。

⑦成育医療等基本方針に基づく計画策定指針(第2　2項)より…市町村母子保健計画

・成育医療等に関する計画は、都道府県及び市町村が策定するものとする。

（2）他の計画との整合

本計画は、本町のまちづくりの基本となる第6次高鍋町総合計画及び福祉分野における総合的な計画である第2次高鍋町地域福祉計画を上位計画として、各分野の諸計画と整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。

また、こどもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

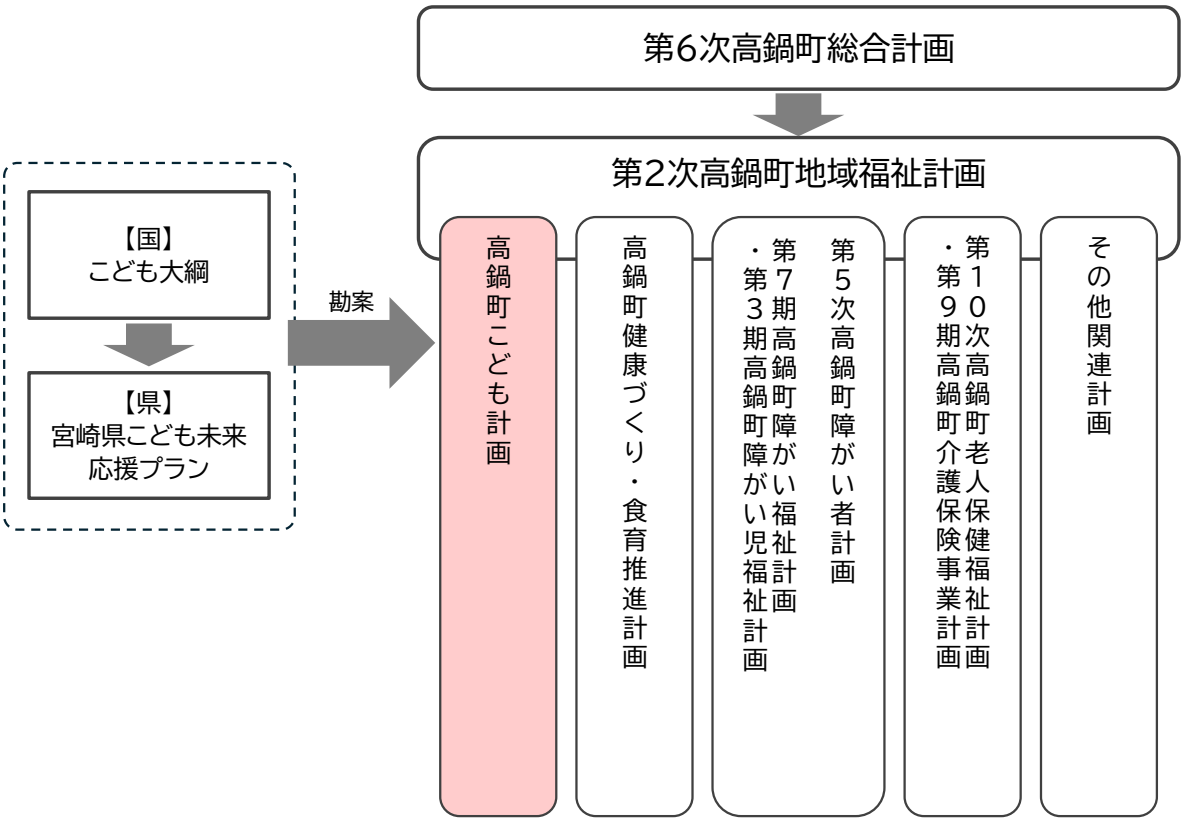

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

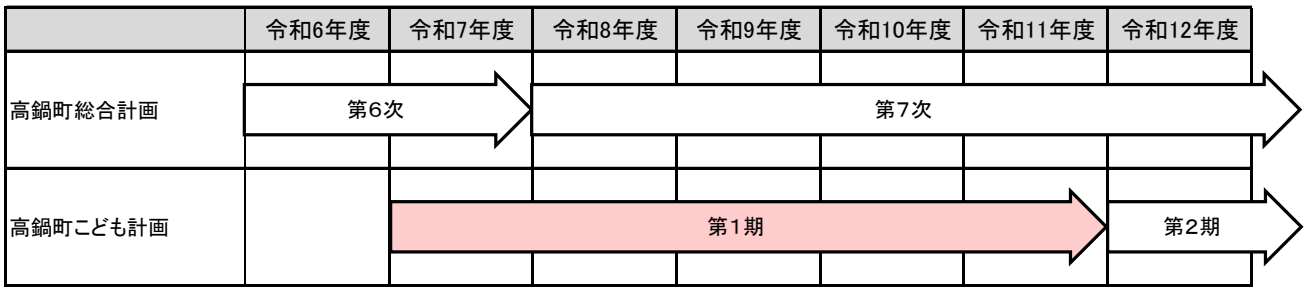

4. 計画策定の方法

本計画策定に向けた主な取組は、以下の通りです。

(1)高鍋町子ども・子育て会議の開催

本計画は、「高鍋町子ども・子育て会議」に諮って策定しました。

	開催日	協議内容
第1回	令和6年11月7日	・高鍋町子ども・子育て会議について ・第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画の実績について ・第3期高鍋町子ども・子育て支援事業計画の素案(第1章、第2章)の審議について
第2回	令和7年2月18日	・高鍋町こども計画の素案(第3章以降)の審議について
令和7年3月3日～20日	パブリックコメントの実施	
第3回	令和7年3月21日	・高鍋町こども計画の最終案の審議について

（2）町民アンケート調査の実施

本計画にこどもや子育て当事者の意見を反映させるため、アンケート調査を実施しました。

①高鍋町子ども・子育て支援に関するアンケート調査

調査対象	・町内在住の就学前児童（0～5歳）保護者540人 ・町内在住の小学校児童（6～11歳）保護者520人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年1月29日～令和6年2月12日
調査票の回収率	・就学前児童保護者 41．3%（配布：540人、回収：223人） ・小学生保護者 40．1%（配布：520人、回収211人）

②高鍋町子どもの生活状況調査

調査対象	・町内在住の中学2年生生徒212人 ・町内在住の中学2年生生徒保護者212人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年1月29日～令和6年2月12日
調査票の回収率	・中学生 41．5%（配布：212人、回収：88人） ・中学生保護者 41．5%（配布：212人、回収：88人）

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、町民から広く意見を聴取するため、パブリックコメントを令和7年3月3日～令和7年3月20日の期間に実施しました。

第2章　高鍋町のこどもと家庭を取り巻く状況

1. データから見えるこどもと家庭を取り巻く状況

(1)人口に関する状況

①人口の推移と将来人口の推計

国勢調査によると本町の総人口は、平成12年の22,748人から令和2年の19,922人と2,826人の減少となっており、今後も年々減少していくことが見込まれます。

また、平成12年から令和2年の年齢3区分別人口をみると、年少人口・生産年齢人口は減少していますが、老年人口は増加しています。

令和7年以降については、年少人口・生産年齢人口・老年人口とも減少する傾向となっています。その中で、人口全体に対して老年人口の占める割合(高齢化率)は高まる傾向となっており、今後とも更なる少子高齢化の進行が見込まれます。

■人口の推移と将来人口推計

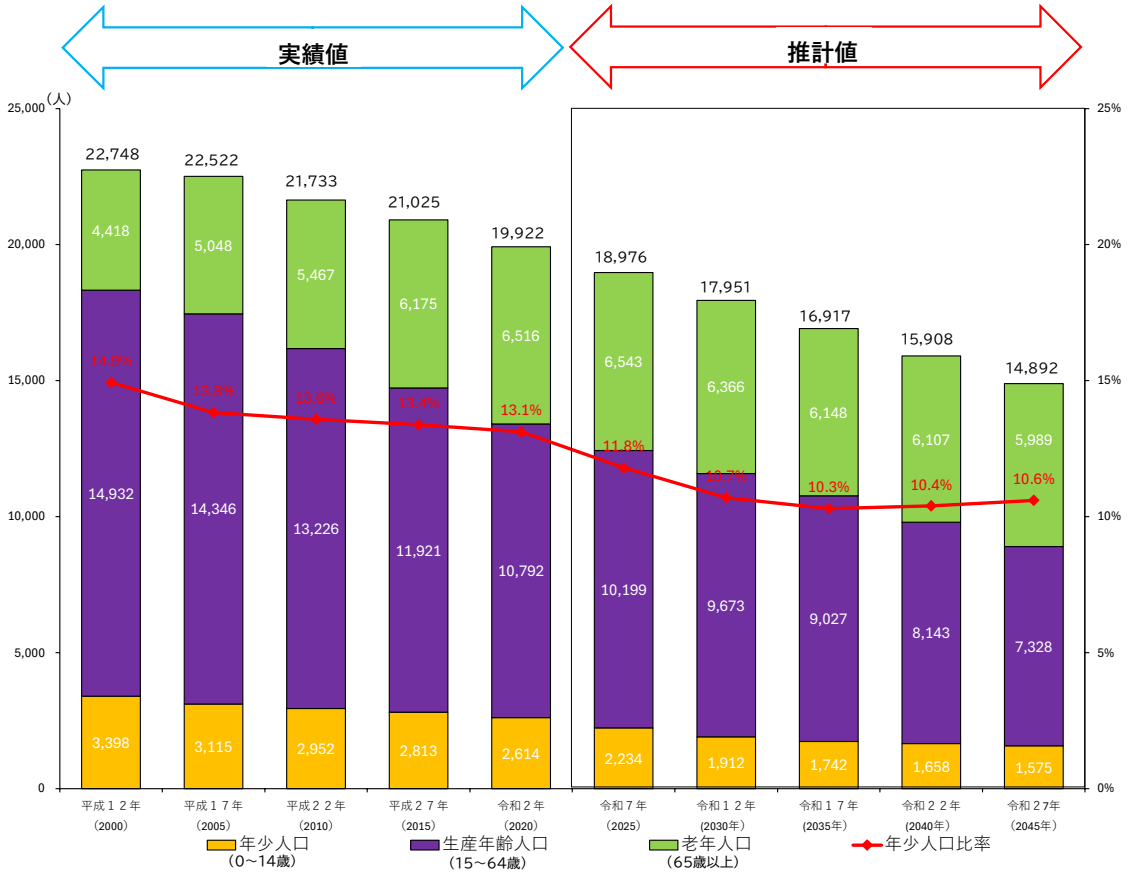

資料：平成１２年～令和２年は「国勢調査」、
令和７年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）

■人口ピラミッド

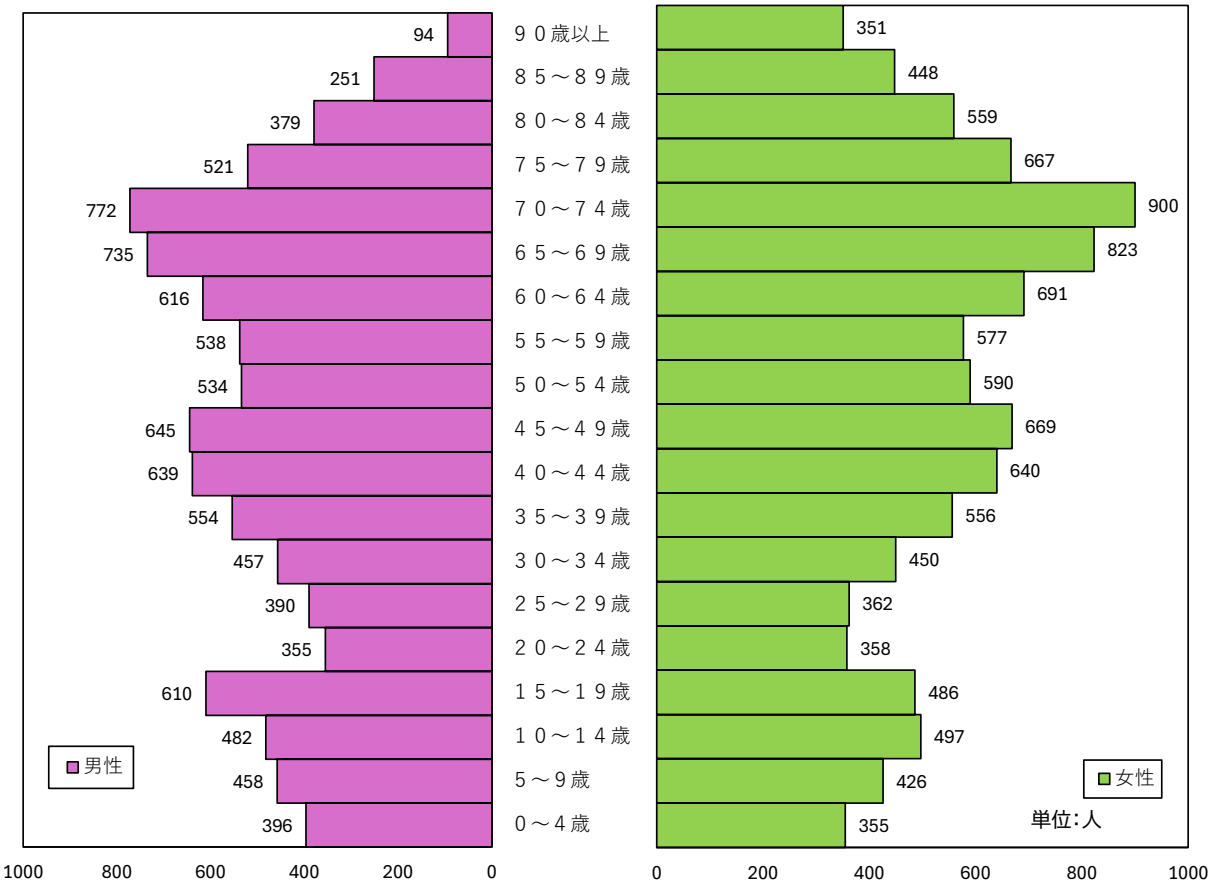

資料：国勢調査（令和2年）

②推計児童人口

本町の11歳以下の人口は今後も減少傾向で推移すると見込まれており、令和11年には1,692人になると推計されます。

なお、児童人口の推計は、令和2年から令和6年まで各年の4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート要因法を用いて算出しました。

（単位：人）

	実績	推計				
	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
０歳	95	94	93	92	91	90
１歳	108	107	106	105	104	103
２歳	135	134	132	131	130	128
３歳	136	135	133	132	131	129
４歳	158	157	155	153	152	150
５歳	147	146	144	143	141	140
小計	779	773	763	756	749	740
６歳	150	149	147	145	144	142
７歳	158	157	155	153	152	150
８歳	167	165	164	162	160	159
９歳	152	151	149	147	146	144
１０歳	187	185	183	181	179	178
１１歳	189	187	185	183	181	179
小計	1,003	994	983	971	962	952
合計	1,782	1,767	1,746	1,727	1,711	1,692

■0-5歳人口の推計

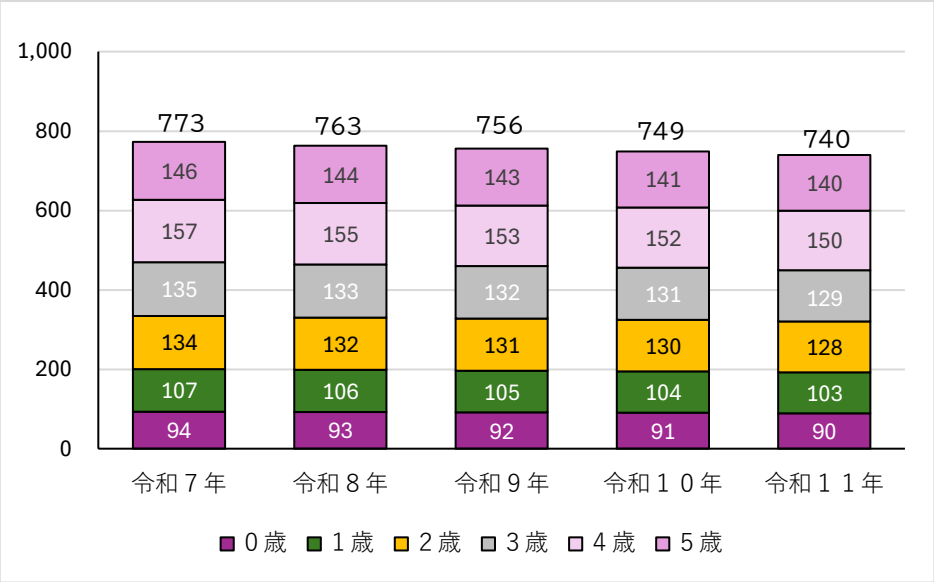

■6-11歳人口の推計

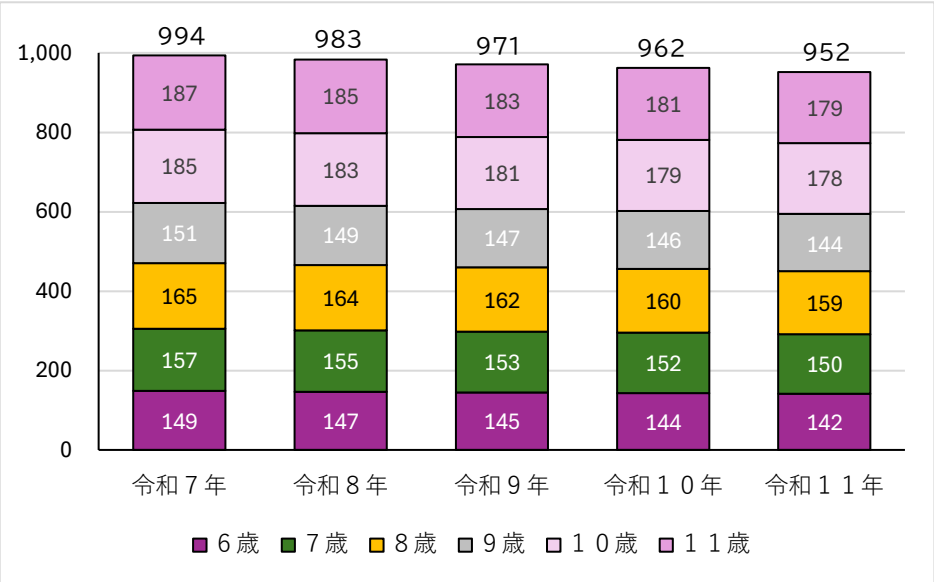

③出生数の状況

出生数は、平成30年(160人)以降、減少傾向で推移しており、令和4年では121人となっています。

母親年齢は、「30～34歳」の割合が低下傾向にあり、平成30年の36.3%から令和4年には23.1%と13.2ポイント低下しています。一方、「35～39歳」は高まる傾向にあり、平成30年(18.8%)から令和4年(24.8%)と6ポイント高まっています。

また、出生順位は、「第3子」の割合が高まる傾向にあり、平成30年(16.9%)から令和4年(20.7%)と3.8ポイント高まっています。なお、令和4年では「第1子」が41.3%、「第2子」が32.2%、「第3子」が20.7%、「第4子以上」が5.8%となっています。

■出生数

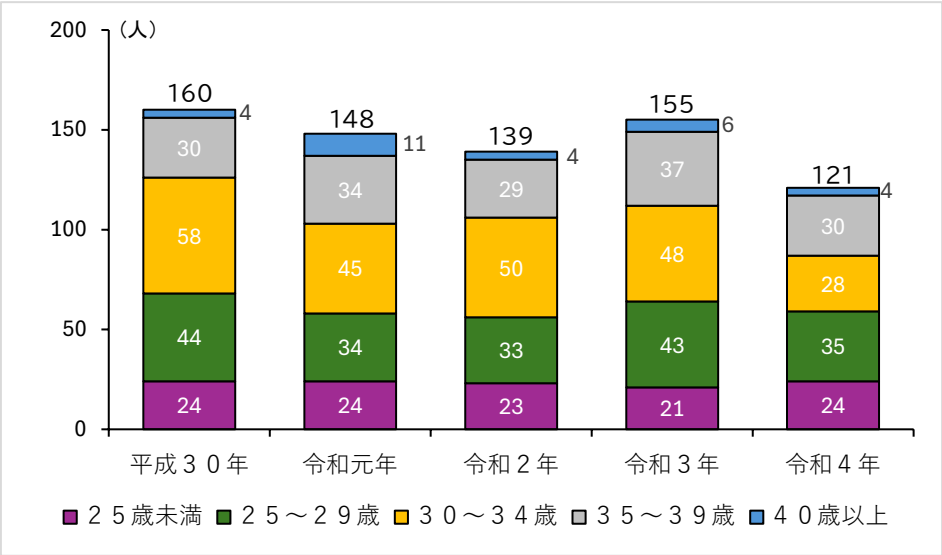

資料：宮崎県衛生統計年報

■母親年齢

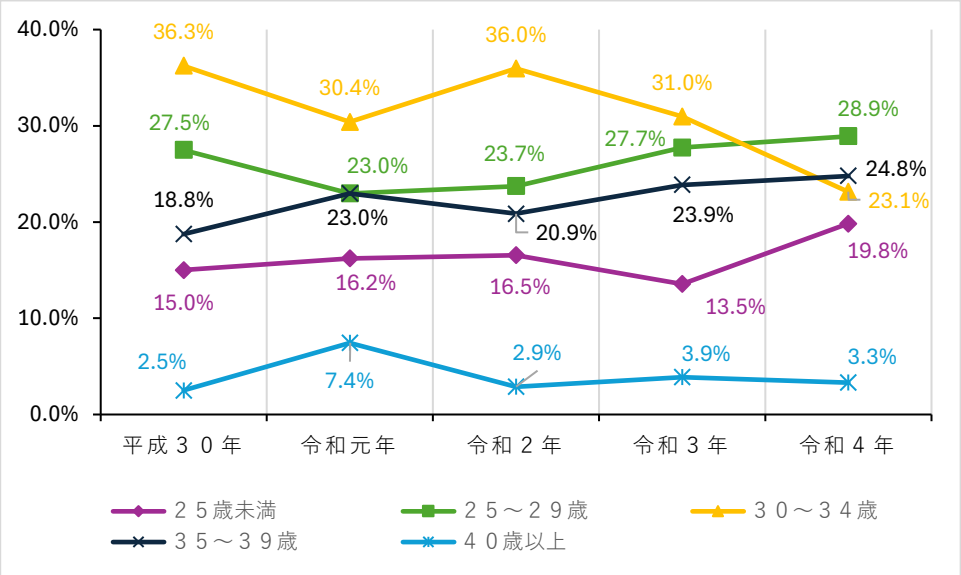

資料：宮崎県衛生統計年報

■出生数と出生順位

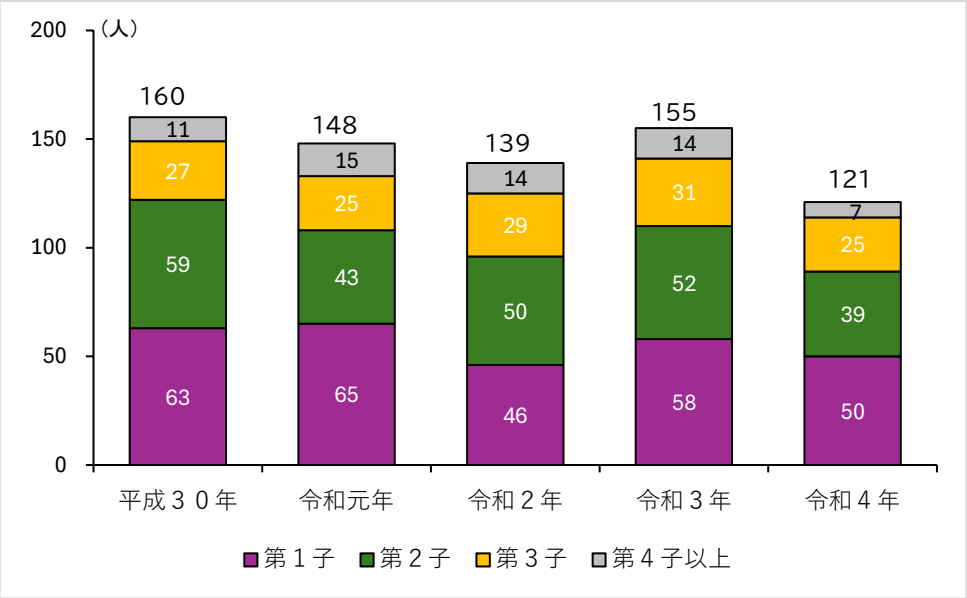

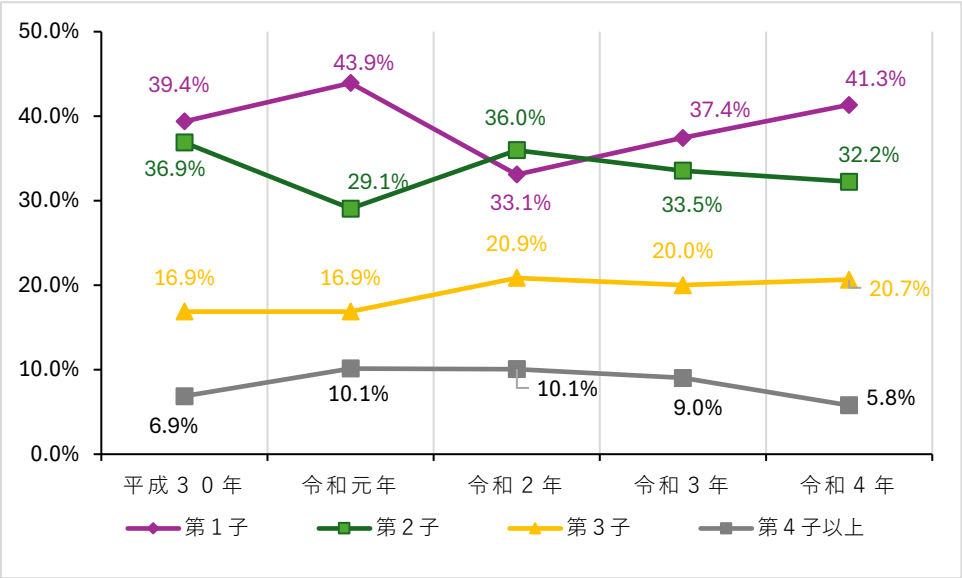

資料：宮崎県衛生統計年報

④出生率について

出生率とは、出生数の状況を人口千人当たりに換算したものです。

本町の出生率は、平成30年から令和4年は国・県の割合を下回りながら6%台で推移していましたが、令和4年は、国とほぼ同じとなっています。

■出生率

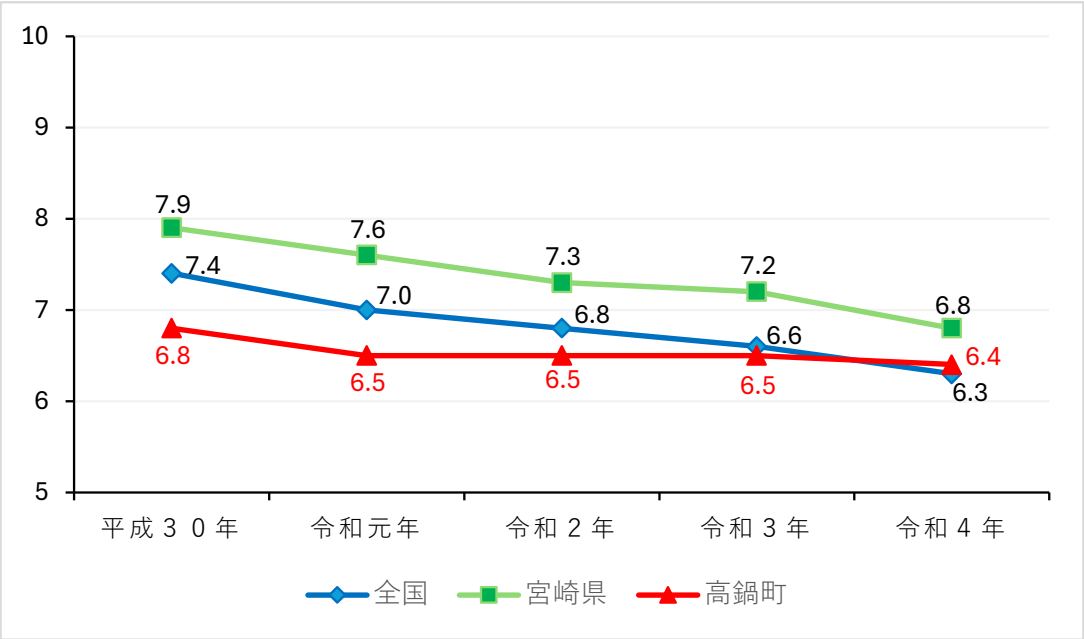

資料：宮崎県衛生統計年報

⑤出生における低出生体重児の状況

低出生体重児とは、出生体重が2,500g未満の赤ちゃんのことで、体の機能も未熟なので合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。原因は様々ですが、妊婦の喫煙・飲酒や食生活（過激なダイエットによる栄養不足）等の生活習慣や、妊婦の歯周疾患等の生活習慣病の影響を受けることも、低体重児の出生の原因ではないかとされています。

本町における全出生数における低体重児（2500g未満）の出生の状況は、平成30年（6.3%）から令和2年（2.9%）と大きく低下しましたが、その後は上昇傾向に転じ、令和4年には5.0%となっています。

■低体重児（2500g未満）の出生数と全出生に占める割合

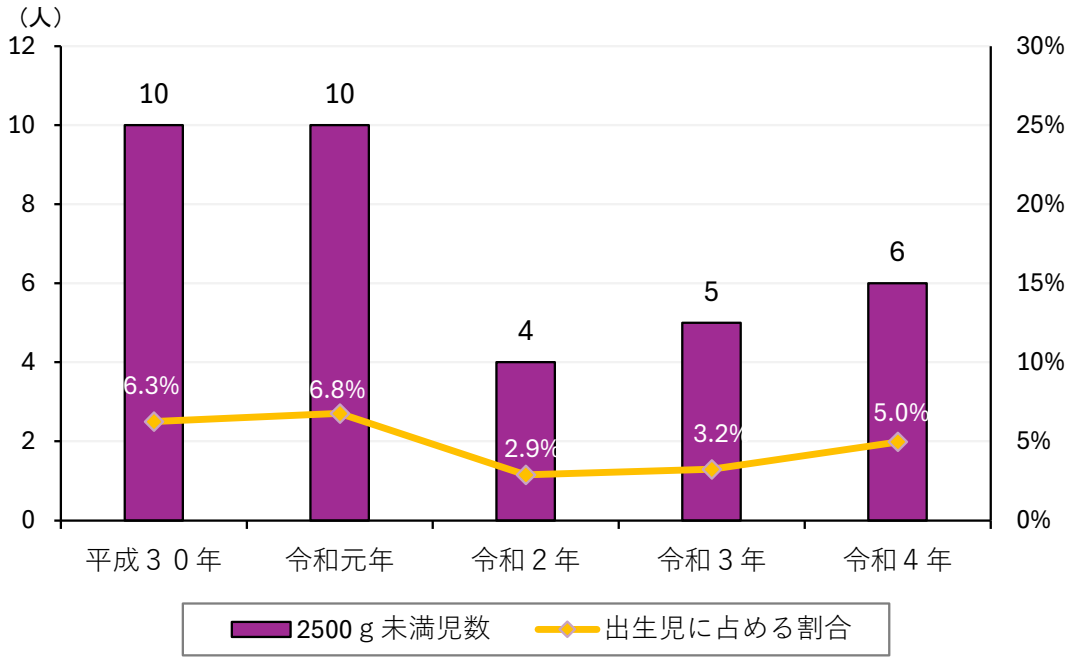

資料：宮崎県衛生統計年報

⑥婚姻・離婚に関する状況

本町における婚姻の件数は、平成30年（84件）以降、減少傾向で推移し、令和4年には61件となっています。

一方、離婚件数については、おおむね40件前後で推移しています。

■婚姻・離婚の件数

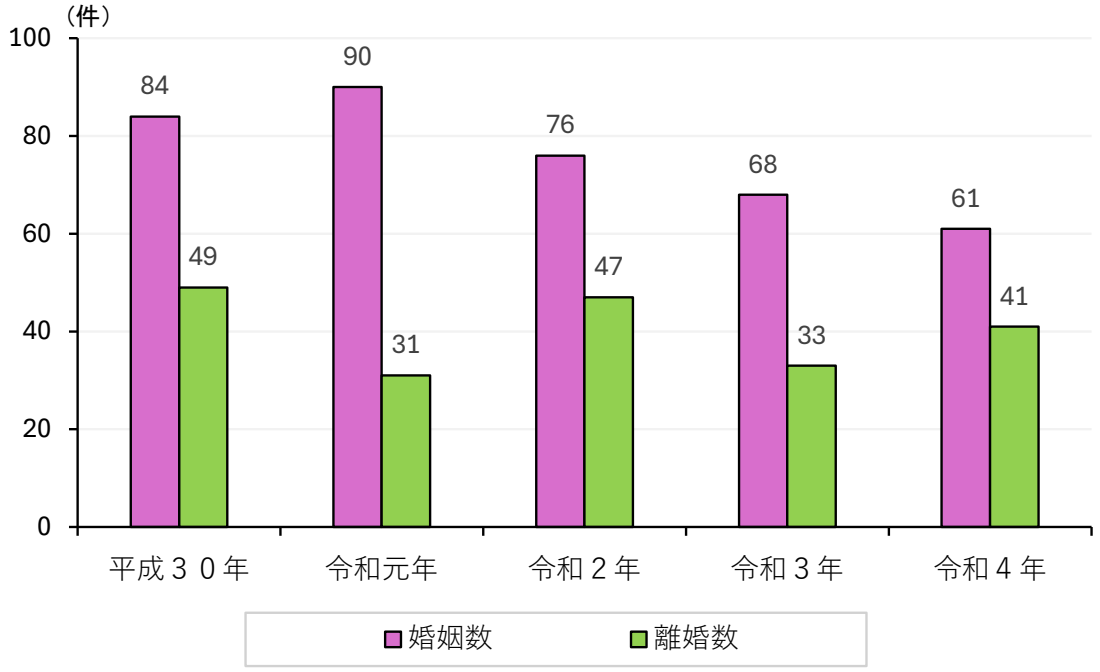

資料：宮崎県衛生統計年報

⑦女性の就業の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の就業率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における令和2年の女性の就業率をみると、20～59歳の平均は77.2%となっています。その中で、30～34歳は一旦低下し、74.4%となっています。また、令和2年は平成22年と比較するといずれの年代も高くなっています。

全国と比較すると、ほとんどの年齢層において上回っています

■女性の就業状況

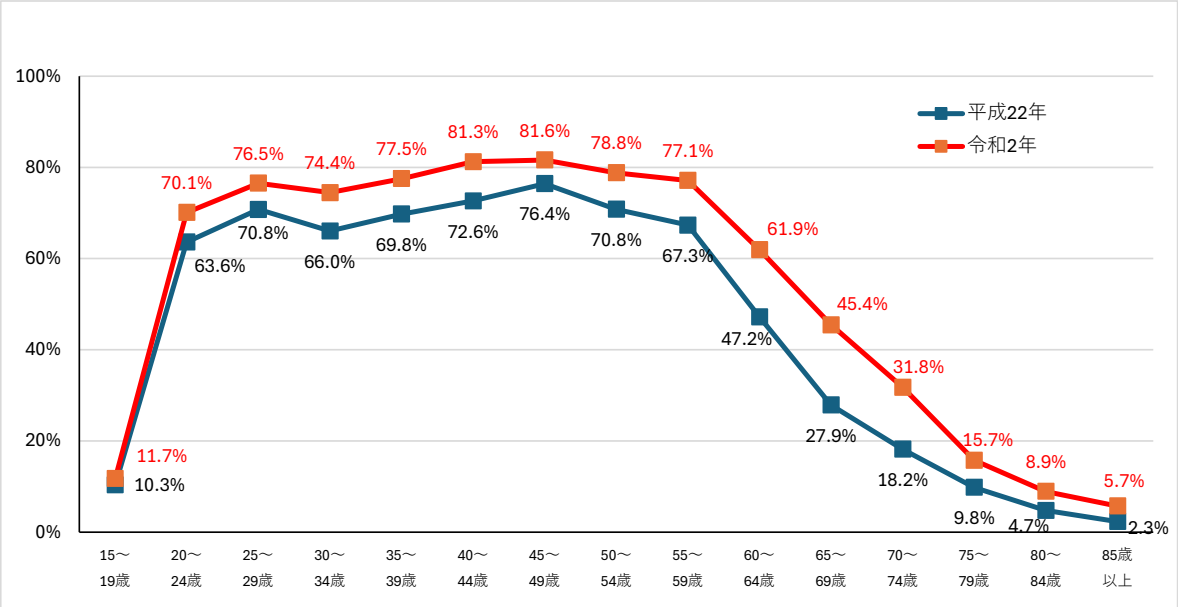

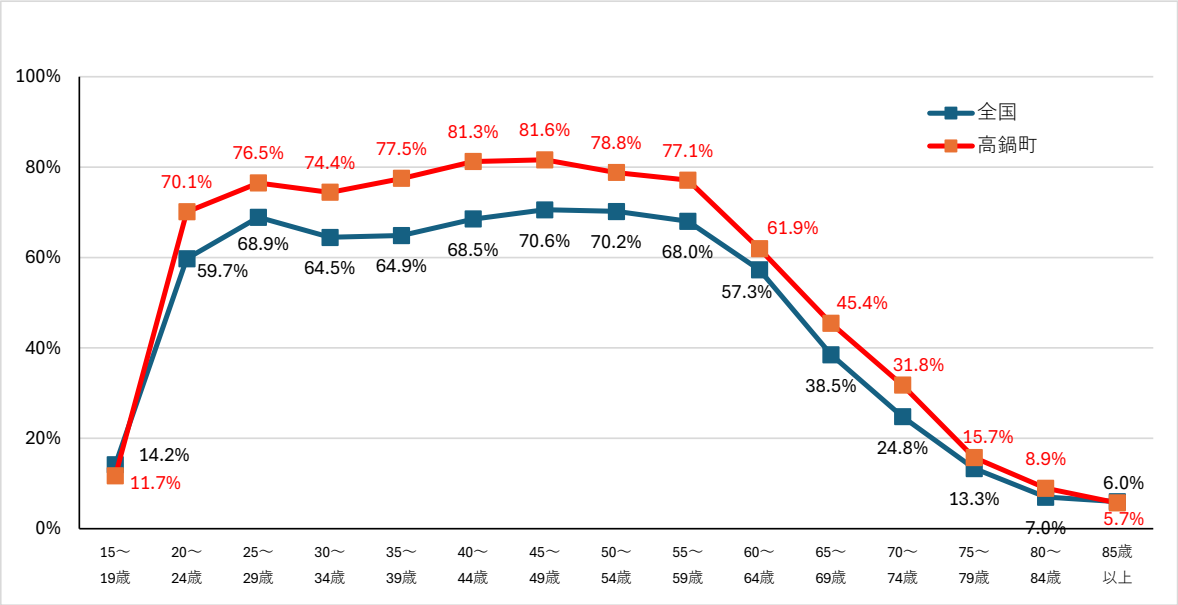

資料：国勢調査

2. アンケート調査結果から見えるこどもと家庭を取り巻く状況

【高鍋町子ども・子育て支援に関するアンケート調査（抜粋）】

（1）保育所や幼稚園など「定期的に」利用したいと考える事業

＜就学前児童保護者調査＞

就学前児童保護者の定期的な教育・保育の利用希望について、「認可保育所」の割合（53.4%）が最も高く、次が「認定こども園」（45.7%）となっています。

前回調査（H30年度：以下同じ）と比較すると、「認可保育所」が14.7ポイント（68.1%→53.4%）、「幼稚園」が5.9ポイント（27.0%→21.1%）低下しています。

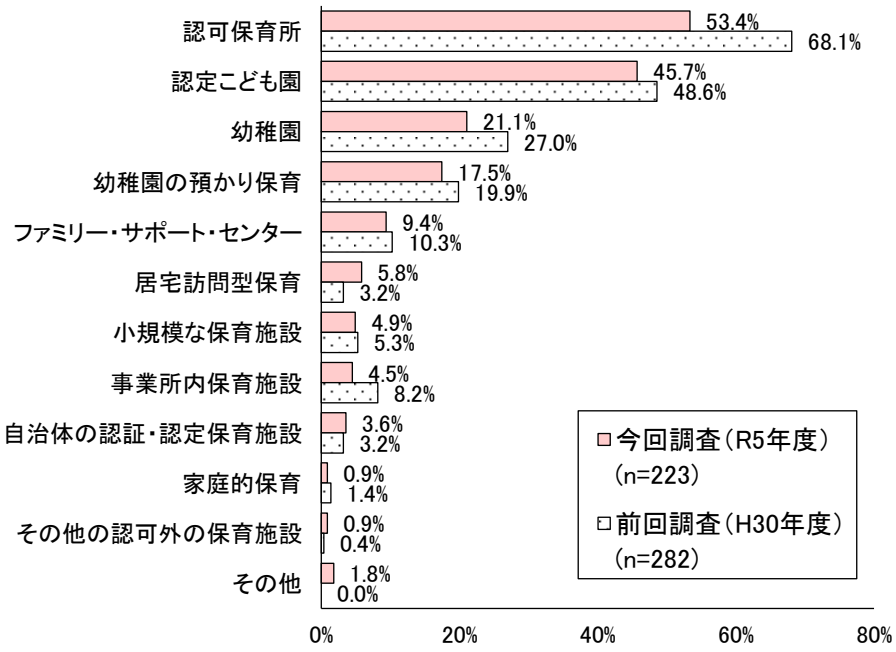

※R5年度：令和5年度、H30年度：平成30年度…以下同じ

(2)子育てに関する不安や悩みの内容

＜就学前児童保護者調査＞

就学前児童保護者の子育てに関する不安や悩みについて、上位の3つの項目は「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」の割合(62.3%)が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」(50.2%)、「こどもの教育やいじめなどが心配」(45.3%)」の順となってます。

前回調査と比較すると、各項目とも今回調査の割合が前回調査を上回っています。その中で、特に「自分の時間がとれず、自由がない」が13.2ポイント(17.7%→30.9%)、「仕事と子育ての両立が難しい」が11.5ポイント(38.7%→50.2%)、「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」が8.4ポイント(53.9%→62.3%)高まっています。

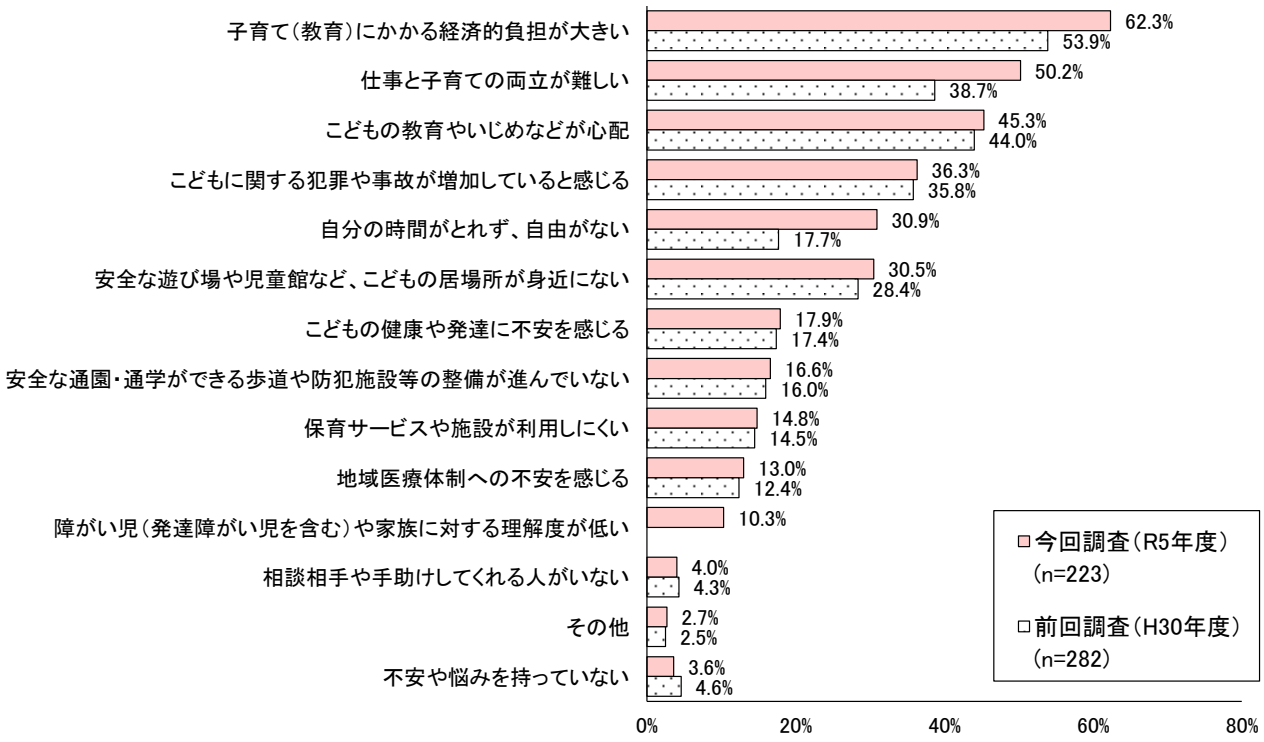

※「障がい児(発達障がい児を含む)や家族に対する理解度が低い」は今回調査で追加した項目

＜小学生保護者調査＞

小学生保護者の子育てに関する不安や悩みについて、上位の3つの項目は、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」の割合（54.5%）が最も高く、次いで「こどもの教育やいじめなどが心配」（36.0%）、「安全な遊び場や児童館など、こどもの居場所が身近にない」（33.6%）、「仕事と子育ての両立が難しい」（33.2%）の順となっています。

前回調査と比較すると、「安全な遊び場や児童館など、こどもの居場所が身近にない」が6.4ポイント（27.2%→33.6%）、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が5.8ポイント（48.7%→54.5%）、「仕事と子育ての両立が難しい」が3.8ポイント（29.4%→33.2%）高まっています。一方、「こどもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」が9.9ポイント（35.5%→25.6%）、「こどもの教育やいじめなどが心配」が7.4ポイント（43.4%→36.0%）低下しています。

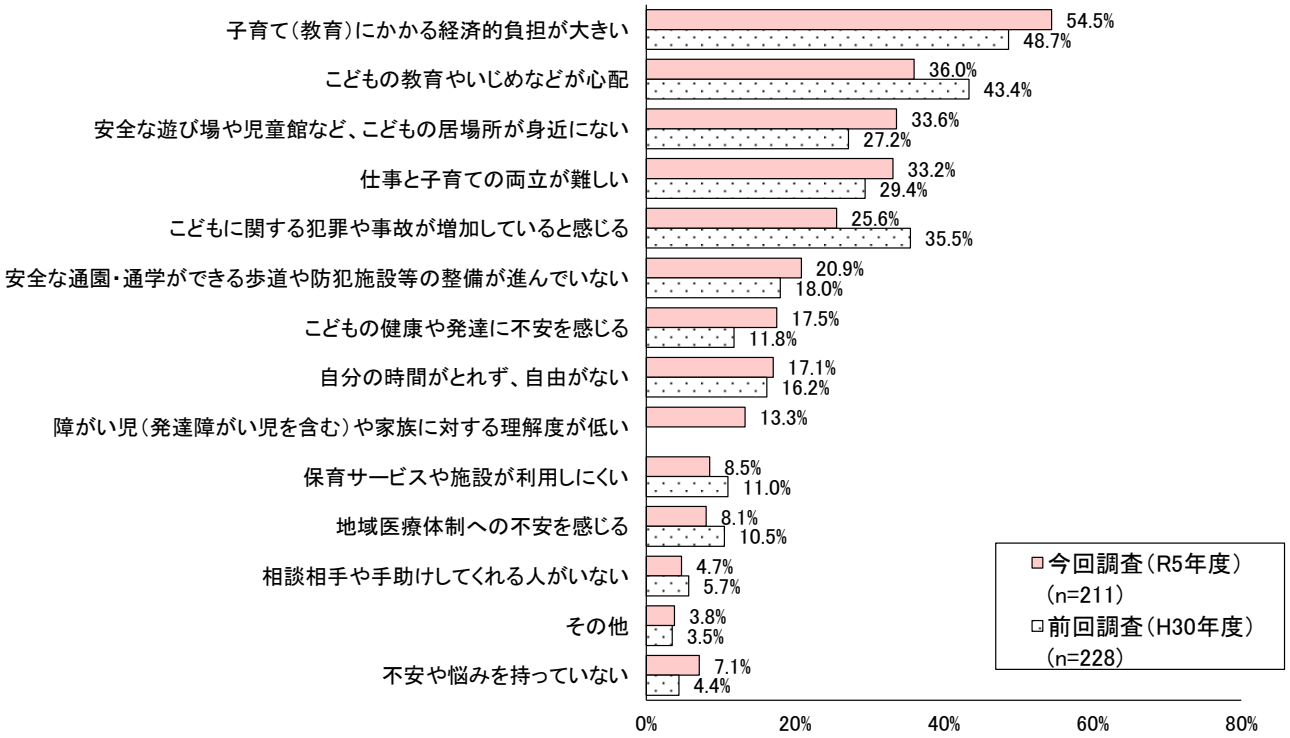

※「障がい児（発達障がい児を含む）や家族に対する理解度が低い」は今回調査で追加した項目

(3)外出の際の困りごと

＜就学前児童保護者調査＞

就学前児童保護者の外出の際の困りごとについて、「買い物や用事の合間の気分転換に、こどもを遊ばせる場所が少ないこと」の割合(50.7%)が最も高く、次が「小さなこどもとの食事に配慮された場所が少ない事」(43.9%)となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向(順位、割合)となっていますが、その中で「暗い通りや見通しのきかないところが多いこと」が5.9ポイント(25.5%→31.4%)高まっています。

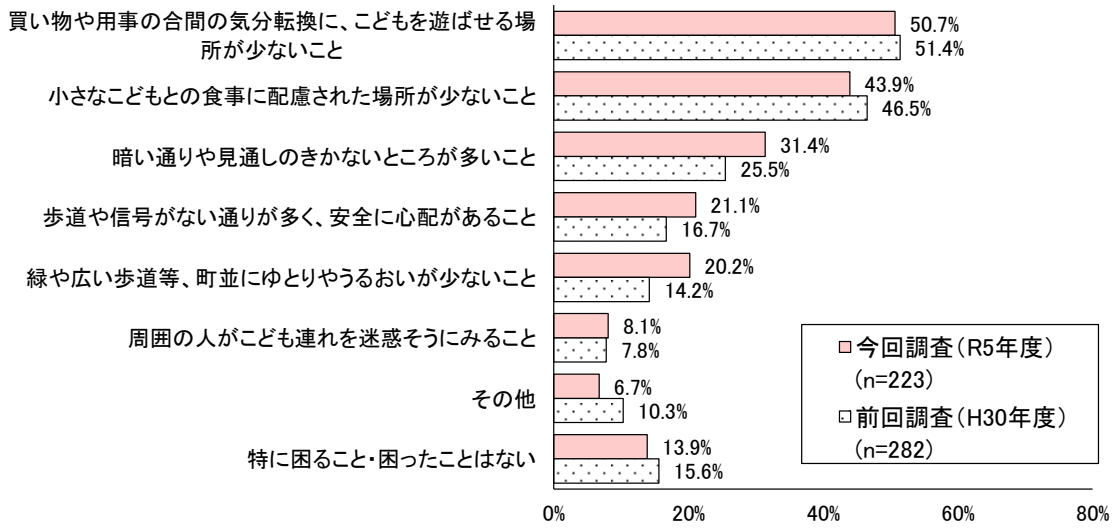

＜小学生保護者調査＞

小学生保護者の外出の際の困りごとについて、「買い物や用事の合間の気分転換に、こどもを遊ばせる場所が少ないこと」の割合(42.2%)が最も高く、次が「暗い通りや見通しのきかないところが多いこと」(34.6%)となっています。

前回調査と比較すると、「買い物や用事の合間の気分転換に、こどもを遊ばせる場所が少ないこと」が8.4ポイント(33.8%→42.2%)、「小さなこどもとの食事に配慮された場所が少ないこと」が7.2ポイント(18.4%→25.6%)高まっています。なお、「特に困ること・困ったことはない」はほぼ同じ(約2割)となっています。

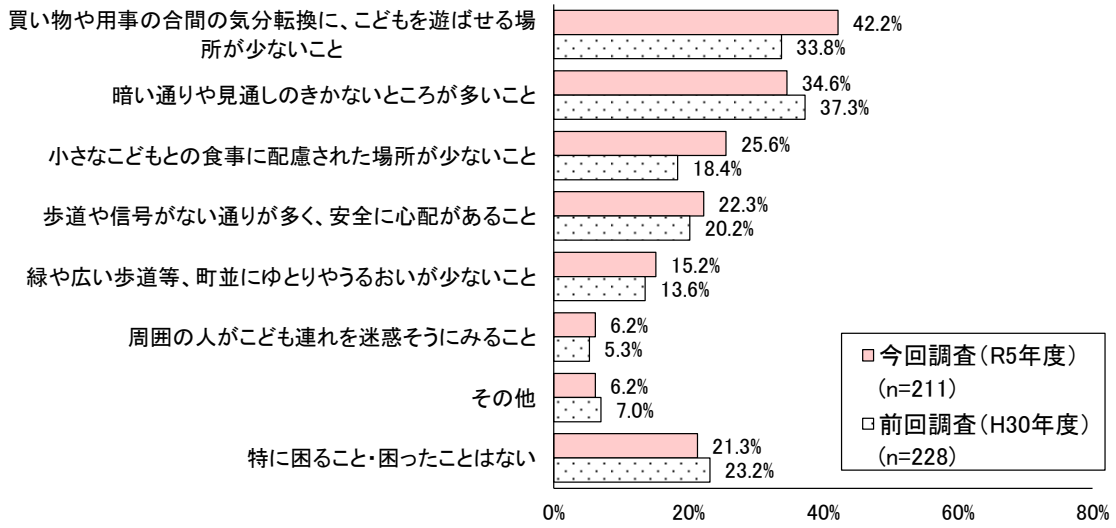

(4)仕事と子育てを両立させるために必要だと思うこと

＜就学前児童保護者調査＞

就学前児童保護者の仕事と子育てを両立させるために必要だと思うことについて、上位の3つの項目は、「配偶者の協力」の割合(83.0%)が最も高く、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」(66.8%)、「親の仕事の形態にあわせた保育施設やサービスの充実」(54.7%)の順となっています。

前回調査と比較すると、「親の仕事の形態にあわせた保育施設やサービスの充実」が10.7ポイント(44.0%→54.7%)、「労働時間の短縮制度の充実」が10.4ポイント(34.4%→44.8%)高まっています。一方、「配偶者以外の家族の協力」は14.0ポイント(65.6%→51.6%)低下しています。

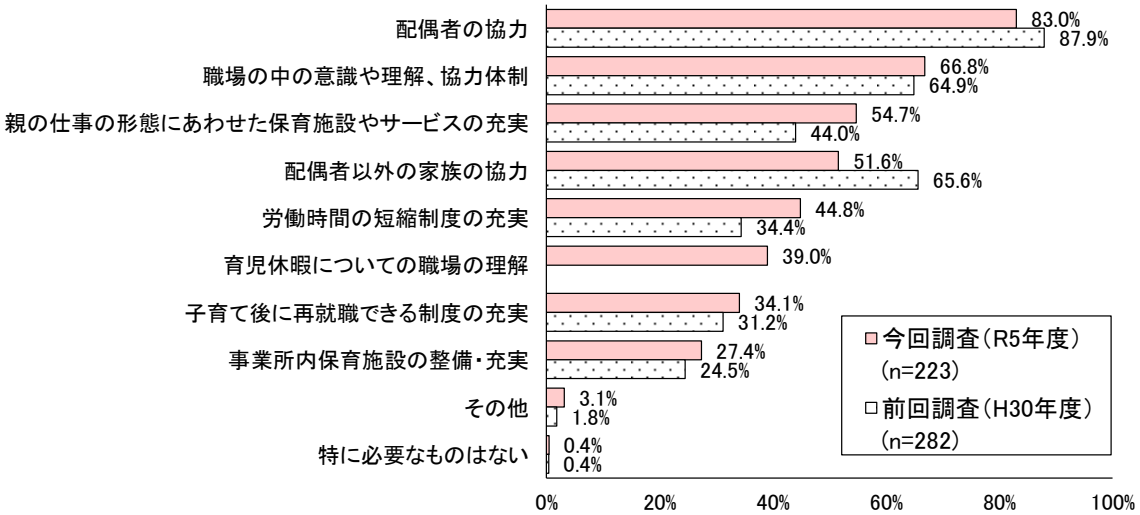

※「育児休暇についての職場の理解」は今回調査で追加した項目

＜小学生保護者調査＞

小学生保護者調査の仕事と子育てを両立させるために必要だと思うことについて、上位の3つの項目は、「配偶者の協力」の割合(77.7%)が最も高く、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」(56.4%)、「配偶者以外の家族の協力」(47.9%)の順となっています。

前回調査と比較すると、ほとんど同じ傾向(順位、割合)となっています。なお、「特に必要なものはない」は16.6ポイント(18.0%→1.4%)低下しています。

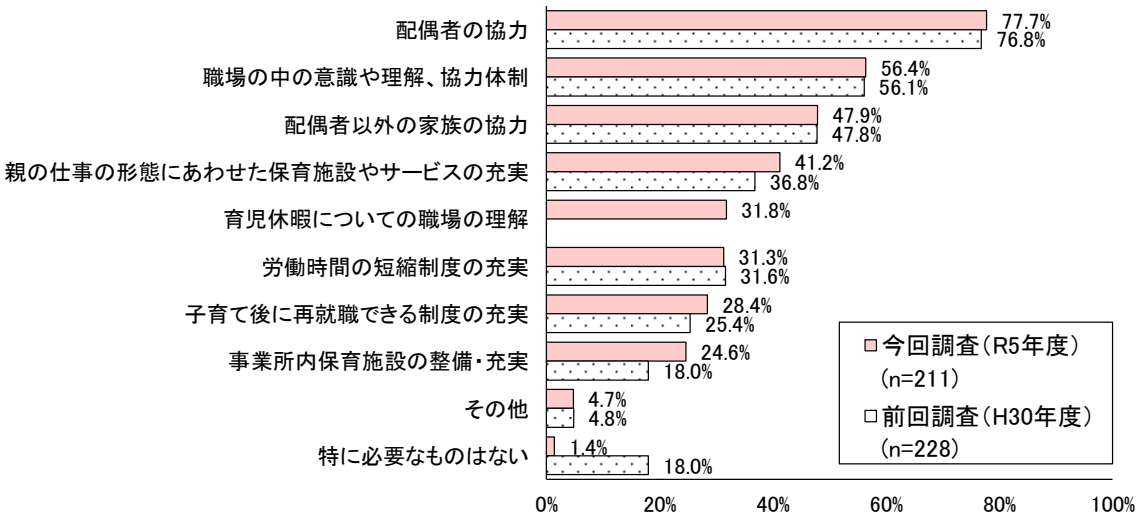

※「育児休暇についての職場の理解」は今回調査で追加した項目

(5)本町で充実を図ってほしい子育て支援策

＜就学前児童保護者調査＞

就学前児童保護者の本町で充実を図ってほしい子育て支援策について、上位の3つの項目は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合(82.5%)が最も高く、次いで「保育所等にかかる費用負担を軽減して欲しい」(54.7%)、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」(39.5%)の順となっています。

前回調査と比較すると、項目の順位はほぼ同じとなっていますが、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」が5.5ポイント(34.0%→39.5%)高まっています。一方、「保育所等にかかる費用負担を軽減して欲しい」は5.9ポイント(60.6%→54.7%)低下しています。

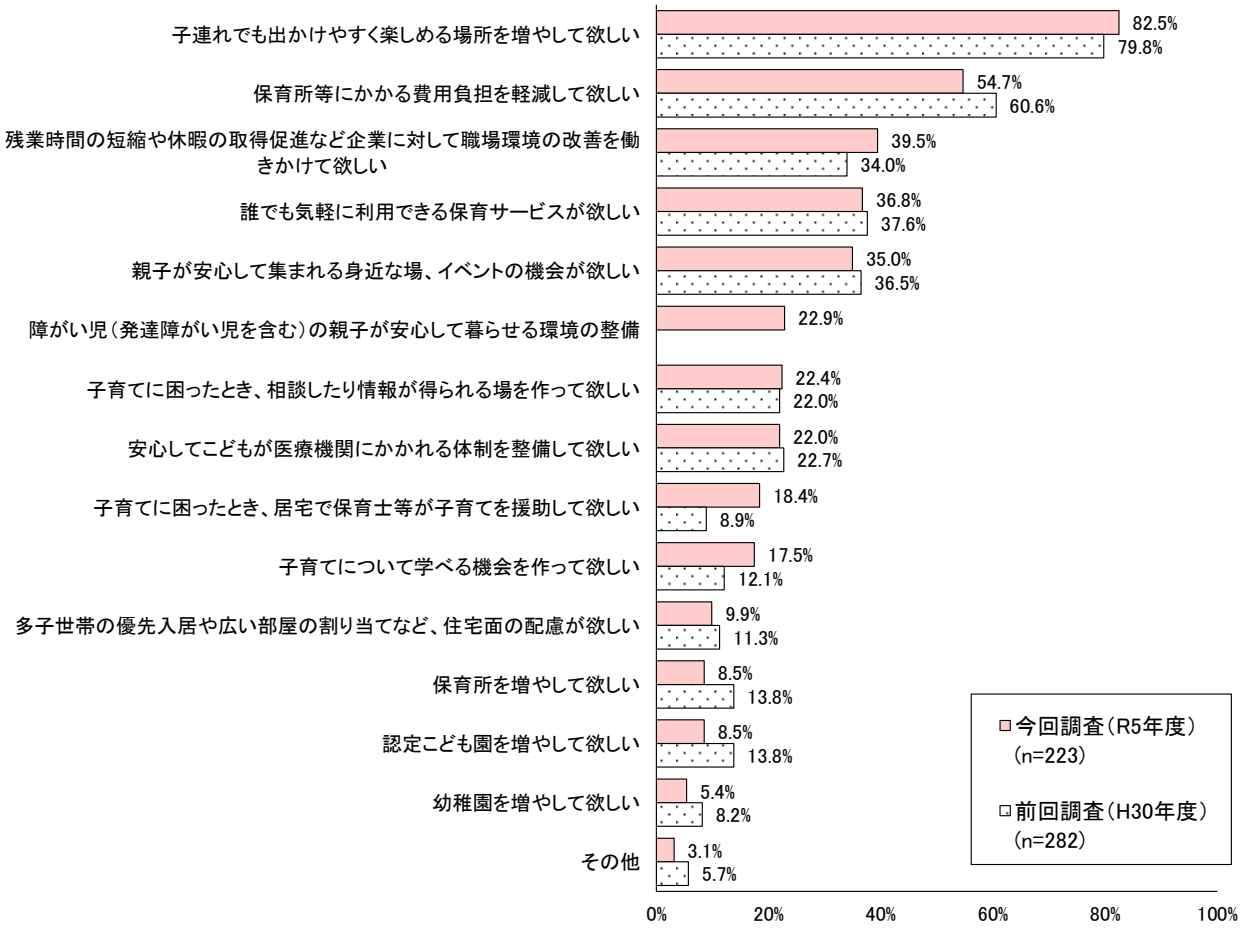

※「障がい児(発達障がい児を含む)の親子が安心して暮らせる環境の整備」は今回調査で追加した項目

＜小学生保護者保護者調査＞

小学生保護者の本町で充実を図ってほしい子育て支援策について、上位の3つの項目は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合（64.9%）が最も高く、次いで「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」（30.8%）、「保育所等にかかる費用負担を軽減して欲しい」（26.1%）の順となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向（順位、割合）となっていますが、その中で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が10.5ポイント（54.4%→64.9%）、「誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい」が7.0ポイント（16.7%→23.7%）高まっています。

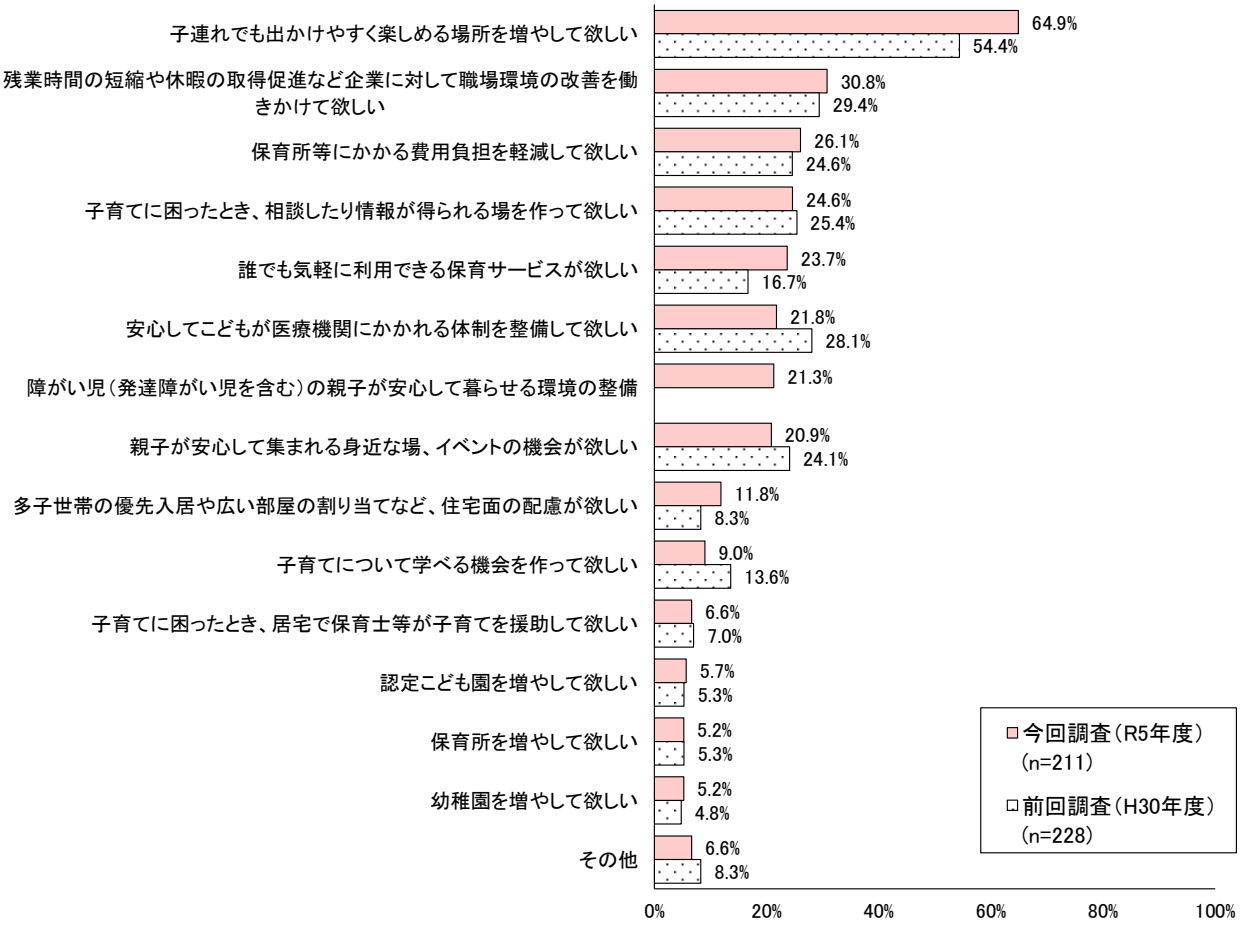

※「障がい児（発達障がい児を含む）の親子が安心して暮らせる環境の整備」は今回調査で追加した項目

(6)子育て環境や支援への満足度

＜就学前児童保護者調査＞

就学前児童保護者の子育て環境や支援への満足度について、『不満』(「不満」と「やや不満」の計：以下同じ)の割合が41.7%で最も高く、次に「普通」(34.1%)、『満足』(「満足」と「やや満足」の計：以下同じ)が22.4%となっています。

前回調査と比較すると、「普通」の割合が15.2ポイント(49.3%→34.1%)低下し、『不満』が14.7ポイント(27.0%→41.7%)高まっています。

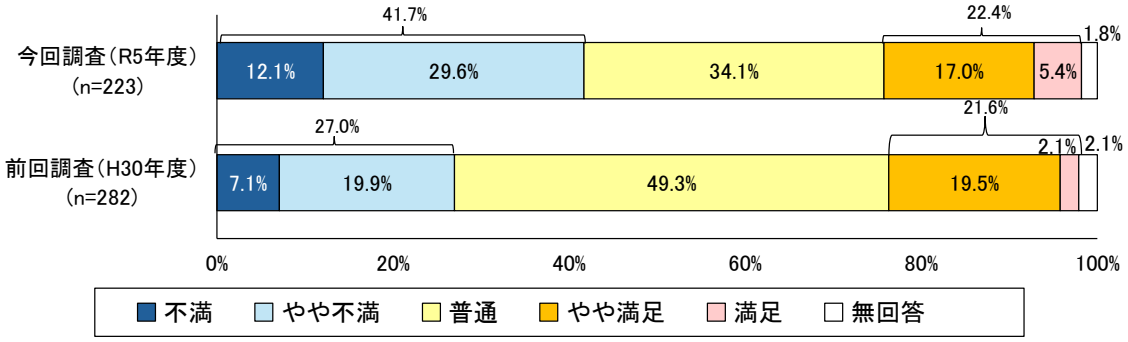

＜小学生保護者調査＞

小学生保護者の子育て環境や支援への満足度について、「普通」の割合が37.0%で最も高く、次に『不満』(33.7%)、『満足』が18.0%となっています。

前回調査と比較すると、「普通」の割合が9.1ポイント(46.1%→37.0%)低下し、『不満』が4.3ポイント(29.4%→33.7%)高まっています。

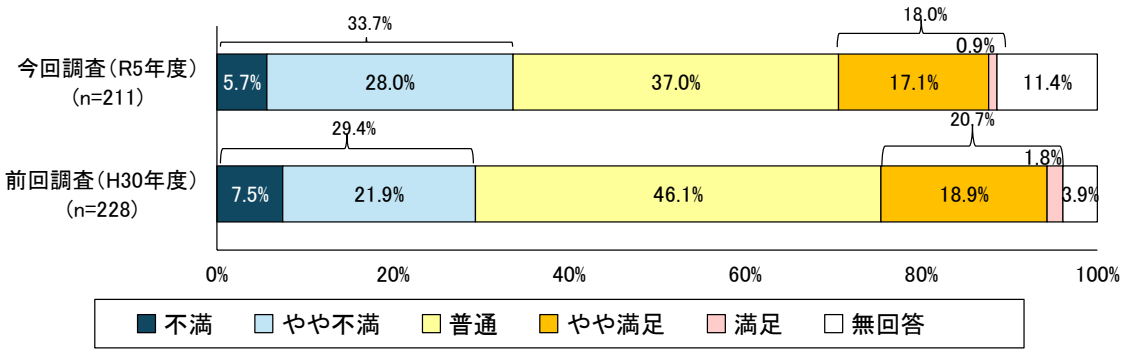

【高鍋町こどもの生活状況調査（抜粋）】

＜中学生調査＞

（1）朝食の頻度

1週間あたりの朝食の頻度について、「毎日食べる（週7日）」の割合が83.0%となっています。一方、「週1～2日、ほとんど食べない」は9.1%となっています。

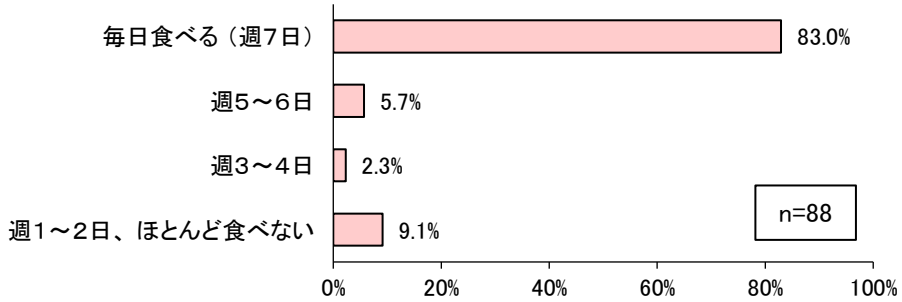

（2）学校の授業の理解度

学校の授業の理解度について、『わかる』（「いつもわかる」と「だいたいわかる」の計）の割合は40.9%であり、『わからない』（「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」の計）は12.5%となっています。

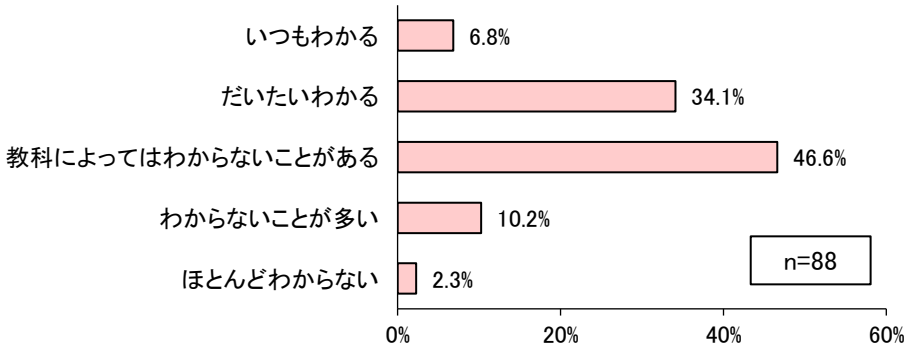

（3）学校の授業以外での勉強の状況

学校の授業以外での勉強の状況について、「自分で勉強する」の割合（79.5%）が最も高く、次が「学習塾で勉強する」（35.2%）となっています。

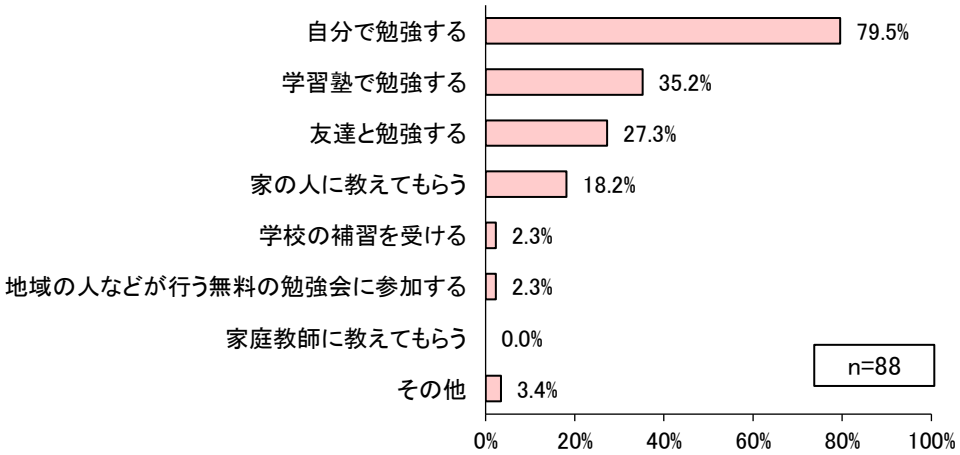

（4）現在抱えている悩みや困りごとの内容

現在抱えている悩みや困りごとの内容について、上位の3つの項目は、「学業成績のこと」の割合（29.5%）が最も高く、次いで「友人との関係のこと」（14.8%）、「進路のこと」（12.5%）の順となっています。なお、「悩んだり困っていることは特にない」は36.4%となっています。

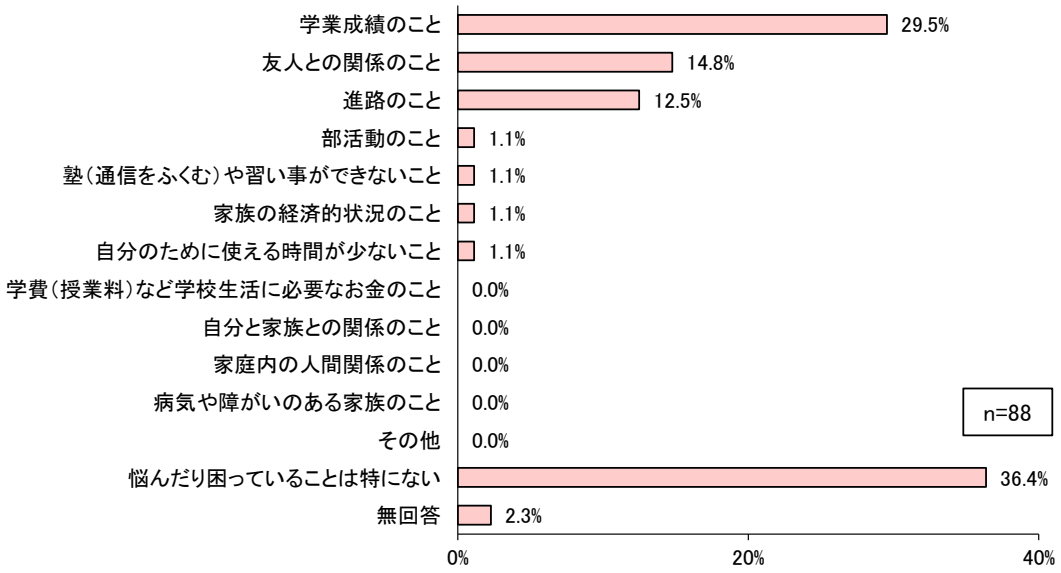

（5）悩みや困りごとの相談相手

悩みや困りごとの相談相手について、「親」の割合（67.0%）が最も高く、次が「学校の友達」（58.0%）、となっています。なお、「だれにも相談できない、相談したくない」は11.4%となっています。

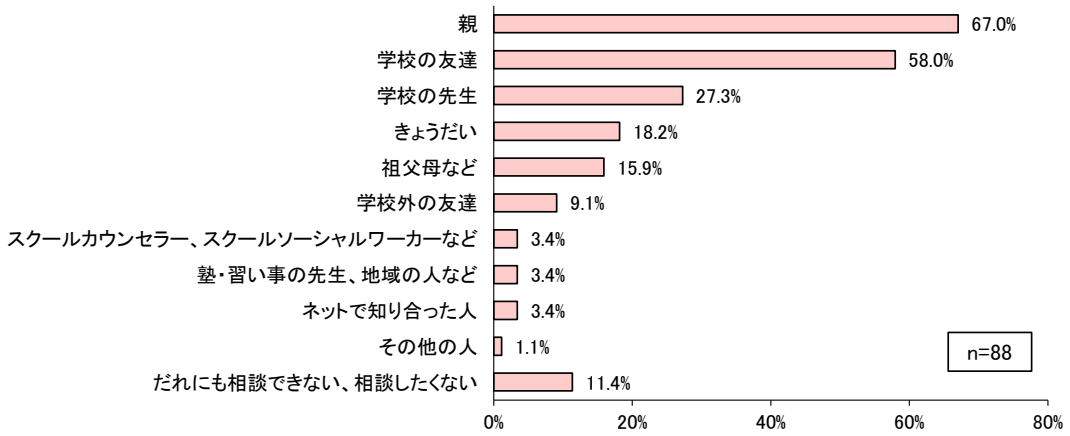

(6)生活の満足度

生活の満足度ついて、「満足度5」を中心にしてみると、「満足度が低い」(0～4の計)割合は11.3%、「満足度が高い」(6～10の計)割合は76.1%となっています。このような中で、「満足度10」の割合は27.3%で最も高くなっています。

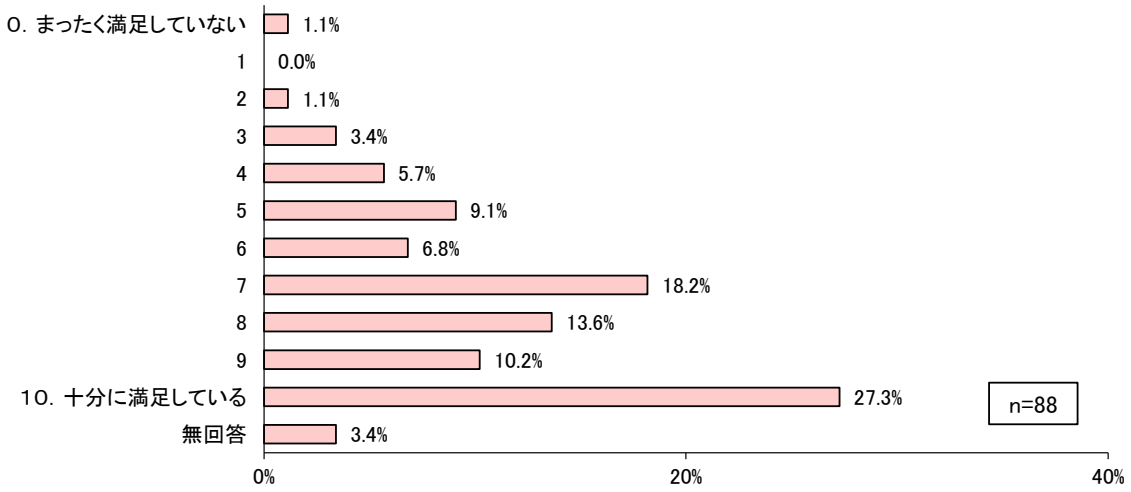

(7)居場所の利用意向

①夕ごはんを自分の家以外で無料か安く食べることができる場所(こども食堂など)

夕ごはんを自分の家以外で無料か安く食べることができる場所(こども食堂など)について、『利用意向がある』(「利用したことがある」と「今後は利用したいと思う」の計:以下同じ)割合は21.5%となっています。一方、「今後も利用したいと思わない」は33.0%となっています。

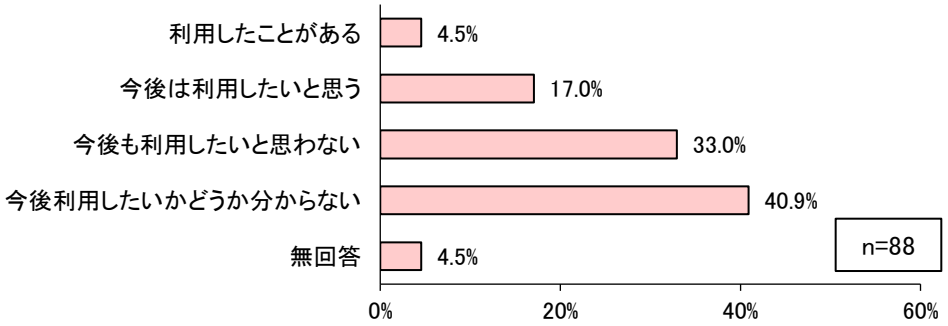

②勉強を無料でみてくれる場所

勉強を無料でみてくれる場所について、『利用意向がある』割合は39.8%となっています。一方、「今後も利用したいと思わない」は25.0%となっています。

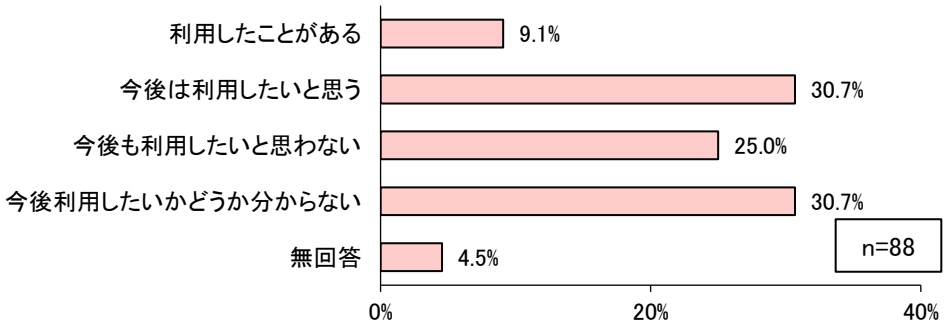

③家や学校以外で何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む）

家や学校以外で何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む）について、『利用意向がある』割合は11.3%となっています。一方、「今後も利用したいと思わない」は43.2%となっています。

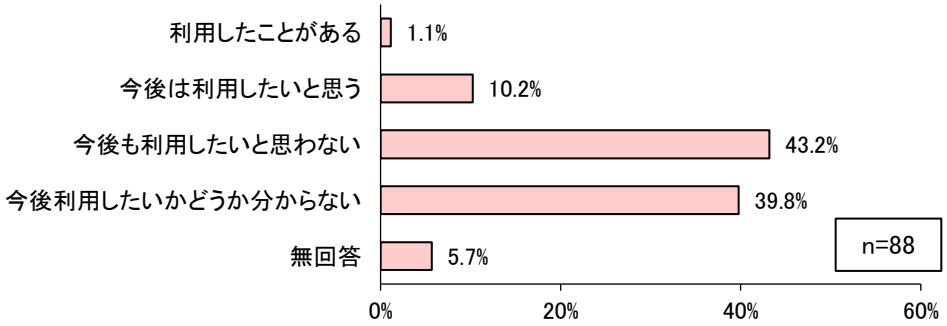

＜中学生保護者調査＞

(1)こどもとの関わり方

①テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている

『決めている』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の計)割合は61.3%で、『決めていない』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の計)割合(36.4%)を24.9%上回っています。

②お子さんに本や新聞を読むように勧めている

『勧めている』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の計)割合は57.9%で、『勧めていない』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の計)割合(38.6%)を19.3%上回っています。

③お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた

『していた』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の計)割合は75.0%で、『していなかった』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の計)割合(21.6%)を53.4%上回っています。

④お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる

『話してくれる』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の計)割合は70.5%で、『話してくれない』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の計)割合(27.3%)を43.2%上回っています。

⑤お子さんと学校生活(部活・いじめ・給食等)について話題にする

『話題にする』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の計:以下同じ)割合は87.5%で、『話題にしない』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の計:以下同じ)割合(10.2%)を77.3%上回っています。

⑥TV・新聞等で報道する政治・経済・事件等を話題にする

『話題にする』割合は65.9%で、『話題にしない』(31.8%)を34.1%上回っています。

⑦夕食はお子さんと一緒に食べる

『食べる』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の計:以下同じ)割合は92.0%で、『食べない』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の計:以下同じ)割合(5.6%)を86.4%上回っています。

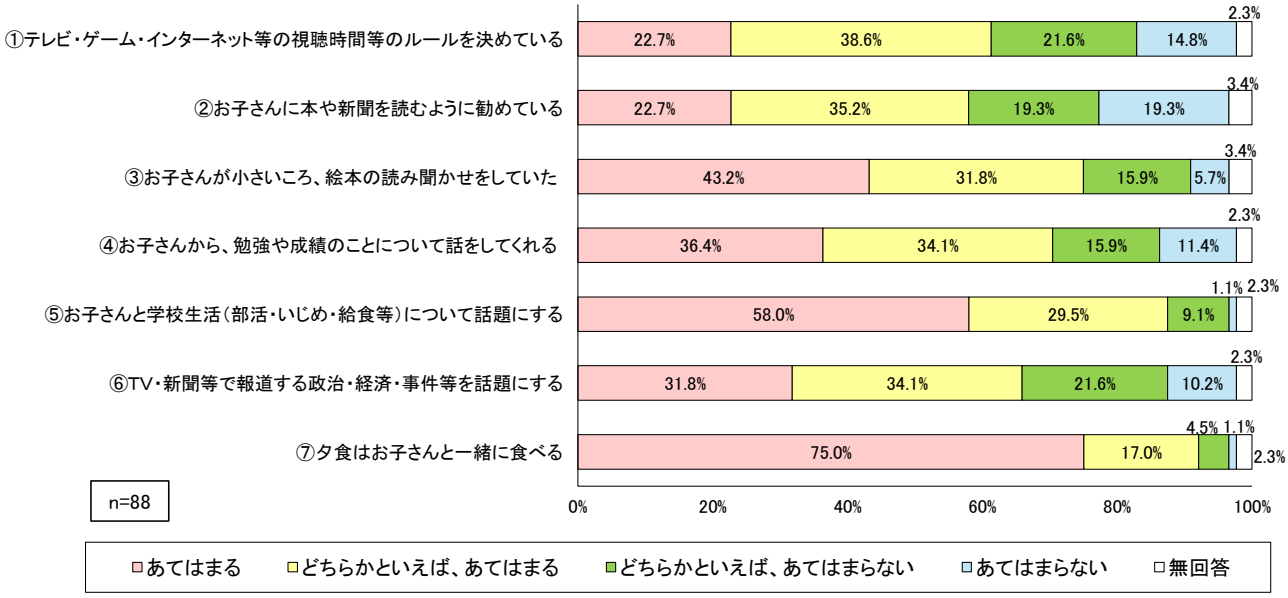

(2)子育てに関する相談の状況

①相談相手の有無

相談相手の有無について、「相談相手がいる」の割合は96.6%でほとんどとなっています。なお、「相談相手がいない」は2.3%となっています。

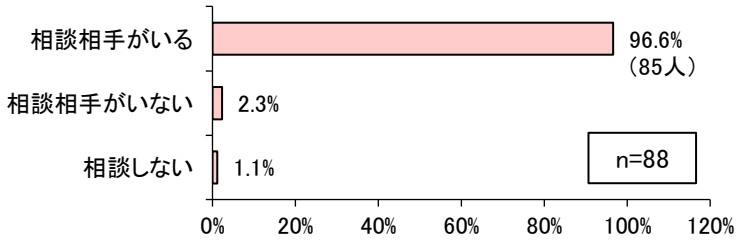

②相談相手(相談相手がいる人)

相談相手について、「家族・親族」の割合が85.9%で最も高く、次が「友人・知人」(60.0%)となっています。一方、公的機関(「相談・支援機関や福祉の人」、「民生委員・児童委員」)の割合は低い状況です。

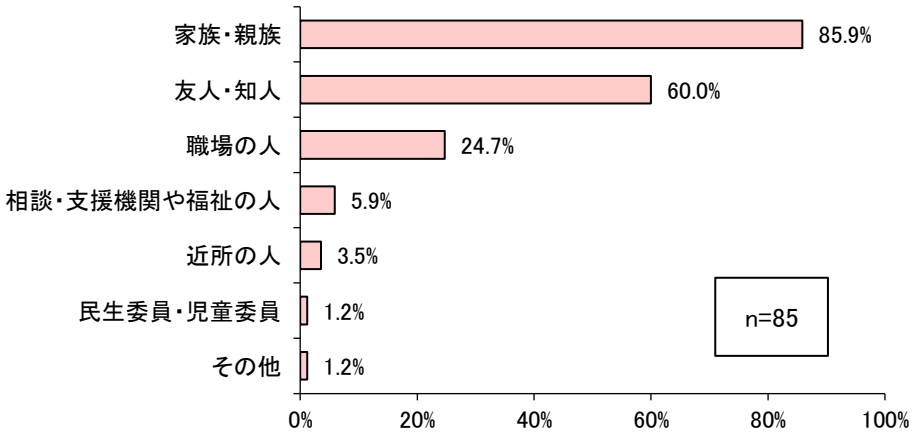

(3)現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況について、「ふつう」の割合が51.1%で約半数となっています。『苦しい』(「苦しい」と「大変苦しい」の計)は35.2%、『ゆとりがある』(「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」の計)は12.5%となっています。

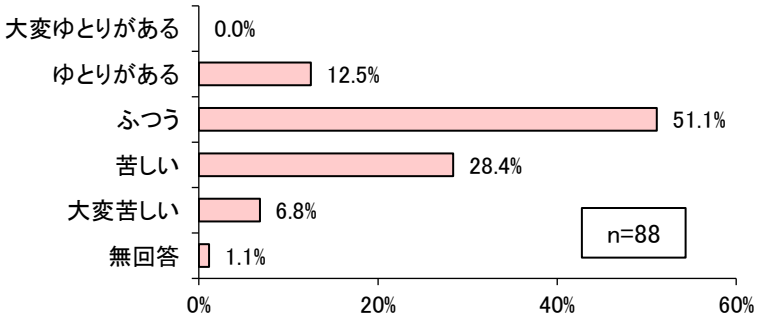

(4)生活の満足度

生活の満足度ついて、「満足度5」を中心にしてみると、「満足度が低い」(0～4の計)割合は30.7%、「満足度が高い」(6～10の計)割合は52.2%となっています。

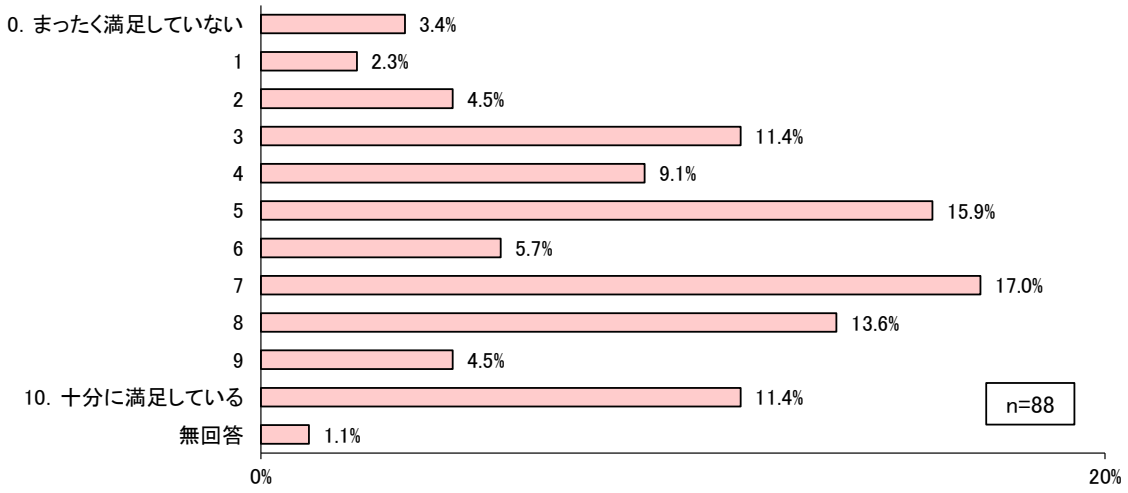

第3章　第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画の実績

1. 教育・保育の実績

各年度の「教育・保育の量の見込み」実績については、次のとおりです。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	計画	104	101	94	67	68
	実績	85	85	86	79	68
2号認定	計画	389	379	356	353	358
	実績	387	388	384	380	373
3号認定（0歳）	計画	81	79	77	90	87
	実績	89	91	89	81	56
3号認定（1～2歳）	計画	226	223	248	244	239
	実績	220	222	229	233	205
合計	計画	800	782	775	754	752
	実績	781	786	788	773	702

各年度3月1日現在（令和6年度は11月1日）

（1）認定区分

①1号認定（教育標準時間認定）

子どもが満3歳以上で、教育を利用

利用先：幼稚園、認定こども園

②2号認定（満3歳以上　保育認定）

子どもが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し保育を利用

利用先：保育所、認定こども園

③3号認定（満3歳未満　保育認定）

子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し保育を利用

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育事業所

（2）町内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所

＜保育所＞

①石井記念やまばと保育園
②石井記念にっしん保育園
③石井記念明倫保育園
④なでしこ保育園　※令和8年度から「幼保連携型認定こども園」へ移行予定
⑤一真持田保育園
⑥町立わかば保育園

＜認定こども園＞

⑦高鍋カトリック聖母幼稚園（幼稚園型）
⑧高鍋幼稚園（幼稚園型）
⑨ももの木こども園（幼保連携型）

＜小規模保育事業所＞

⑩ヒマワリ保育園（地域型保育事業所）※令和7年度から休園予定

2. 地域子ども・子育て支援事業の実績

各年度の「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み実績については、次のとおりです。
なお、実績が確定していないものは、「－」で標記しています。

（1）地域子育て支援拠点事業

乳幼児、その保護者が相互の交流を行うことができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。

高鍋町では、石井記念にっしん保育園、町立わかば保育園で実施。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	計画	4,747	4,819	5,002	4,903	4,788
	実績	1,745	1,797	1,527	2,857	2,728
実施箇所	計画	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	2	2

（2）一時預かり事業（幼稚園型）

主として、幼稚園、認定こども園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に預かりを行う事業。高鍋町では、各認定こども園で実施。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	計画	7,072	6,866	6,456	6,402	6,492
2号認定	計画	0	0	0	0	0
年間延べ人数	実績	7,187	7,958	7,872	8,465	8,570

（3）一時預かり事業（在園児対応型除く）

保育所等を利用していない児童を対象として、保護者の疾病、出産、家族の看護等により家庭で保育が困難となる場合に、一時的に預かる事業。高鍋町では、各保育所及び認定こども園等で実施。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	計画	525	521	515	508	505
	実績	281	248	135	199	215

（4）子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者との会員組織として、会員相互の育児に関する援助活動を通して、地域全体で子育て家庭を支援する事業（ファミリー・サポート・センター事業）。

高鍋町では、石井記念にっしん保育園に委託して実施。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	計画	380	380	380	380	380
	実績	45	86	4	4	4

（5）子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において、児童を養育することが困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護を行う事業。

高鍋町では、町内の小規模児童養護施設等に委託して実施。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	計画	12	12	12	12	12
	実績	29	48	12	6	15

（6）病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保育が困難な場合に、保育所に付設された専用スペースにおいて保育を行う事業。

高鍋町では、ももの木こども園で実施。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	計画	75	74	73	72	72
	実績	52	45	71	88	75

（7）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、育成指導と安全確保に資するため、小学校の空き教室、保育所等の施設を使用して、放課後の児童の健全育成の向上を図ることを目的として実施する事業。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	計画	288	290	269	253	245
高学年		60	57	68	73	64
合計		348	347	337	326	309
低学年	実績	222	219	192	214	224
高学年		55	24	21	25	22
合計		277	243	213	239	246

学年ごとの内訳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	実績	98	77	93	92	82
2年		79	86	52	86	81
3年		45	56	47	36	61
4年		39	20	17	18	14
5年		15	4	3	5	6
6年		1	0	1	2	2
合計		277	243	213	239	246

＜町内の放課後児童クラブ＞

①高鍋東小学校放課後児童クラブ（ともだち児童クラブ） 2単位
②高鍋幼稚園ひまわり児童クラブ
③石井記念にっしん保育園なかよし児童クラブ
④石井記念明倫保育園めいりん児童クラブ
⑤なでしこ児童館放課後児童クラブ
⑥高鍋西小学校放課後児童クラブ 2単位

(8)利用者支援事業実施箇所数

教育・保育施設や地域の子育て支援事業、関係機関と連携して、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う事業。高鍋町では、健康づくりセンター(「オヤトコ(高鍋町母子健康包括支援センター)」)、こども家庭支援センター「みらい」で実施。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	計画	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2

(9)妊婦に対する健康診査

妊娠初期から出産までの健康管理のための健康診査(1人につき最大14回助成)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延人数	計画	157	154	150	146	143
	実績	237	221	192	160	–

(10)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況、養育についての相談に応じ、助言その他の援助等を行う事業。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間実人数	計画	159	157	154	150	146
	実績	136	139	126	95	–

(11)養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、その保護者において、養育に関する相談、指導、助言等を行う事業。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間実人数	計画	20	20	20	20	20
	実績	15	–	–	–	–

※令和3年度より事業なし(ケースについては「オヤトコ」にて対応)

(12)時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間を超えて延長保育を実施する事業。

高鍋町では、各保育所及び認定こども園で実施。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間実人数	計画	440	436	432	425	423
	実績	116	192	134	139	145
実施箇所	計画	7	7	7	7	7
	実績	7	7	7	7	7

【令和4年11月改訂　追加事業】

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が、令和4年6月8日に国会で可決・成立し（6月15日公布）、こども家庭センターの設置、新たな家庭支援事業の創設等が盛り込まれ、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、法律上に位置付けられた「こども家庭センター」の設置や、新たな家庭支援事業等を実施する際は、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、国・県市町村の役割分担のもと事業展開することとされました（地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を実施することで、国・県から財政支援される仕組み）。

改正児童福祉法の施行は令和6年度であり、第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画期間内（R2～R6）に事業開始となることなどから、第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画を改訂し整備事業を追加したもの。

（13）こども家庭センター事業

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有し、支援を要するこども、妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整などを行う事業。

高鍋町では、令和8年度に開設予定。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	－	－	－	－	1
実施箇所	－	－	－	－	－

（14）子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談、家事・育児等の援助を行う事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	－	－	－	1	1
実施箇所	－	－	－	－	－

（15）児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援事業）

不登校の児童や虐待リスクがある児童など学校や家庭に居場所がない児童の居場所となる施設を整備し、生活習慣の形成や学習支援、食事の提供などを行う事業。

高鍋町では、「まちなかコラボ」で実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	－	－	－	1	1
実施箇所	－	－	－	1	1

（16）親子関係形成支援事業（保護者支援事業）

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶペアレント・トレーニング等を提供する事業。

高鍋町では、町立わかば保育園が実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	－	－	－	1	1
実施箇所	－	－	－	1	1

第4章　計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

計画の基本的な考え方については、「第6次高鍋町総合計画」の将来像である『歴史と文教の城下町たかなべ　～対話でつながる 豊かで美しいまちづくり～』の実現に向けて、こどもとその保護者の視点に立ち、「こどもの最善の利益」の実現と未来への投資を目指し、計画で定める目標を、住民や関係者と共有しながら総合的かつ計画的に推進していくことを目的に策定するものです。

本計画では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、以下の基本理念を定めます。

こどもと親が自ら学び・育つまち　たかなべ

少子化や核家族化の進行など、子育て家庭やこども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。本町では、自分の生まれ育った町に誇りを持ち、この町で安心してこどもを産み、子育てをしたいと思えるようなやさしいまちづくりを目指すため、こどもの声や子育て家庭の要望を反映できるよう、行政と町民が一体化した推進体制を構築することや、関係機関やボランティア団体などと密に連携した協働体制の確立に努めます。

2. 基本的な視点

本町では、基本理念の下、本計画を推進する上での共通の考え方として、以下の5項目を基本的な視点として取り組みます。

(1)こども・若者の視点に立った施策の展開

こども・若者の最善の利益を図る観点から、こども・若者の意見を幅広く聴取しながら、その声を施策に反映します。

(2)ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠前から乳幼児期、子育て期、学童期から青年期を経ておとなに至るまで、各ライフステージにおいて教育・保育、保健、医療、福祉など、社会全体で切れ目なく支えます。

(3)困難な環境にあるこども・若者の支援

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他様々な事情により困難な状況にあるこども・若者が、安全で安心して生活できるよう、その特性やニーズに応じたきめ細かい支援を進めます。

(4)若者にとって魅力ある高鍋づくり

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、将来に希望を持って生きられる社会づくりや、若者が自らの選択によって結婚、妊娠・出産、子育てをしたくなるような魅力ある高鍋づくりを推進します。

(5)町民、地域、関係機関・団体、国・県等との連携、協働

少子化傾向に歯止めをかけるためには、町民、地域、関係機関・団体等と行政が連携し、役割分担しながら取り組む必要があります。また、こども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、町民、地域との少子化に関する意識の共有・協調を促進します。

3. 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1　こども・若者が自分らしく成長できるまちづくり

こども・若者を、多様な人格・個性を持った個人として尊重し、その権利の保障を踏まえた施策の展開を図ります。

また、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しするとともに、こども・若者が自身の意見を表明し、自分らしく社会に参画できるようライフステージを通して支援します。

基本目標2　こども・若者の将来にわたる健やかな成長を支援するまちづくり

乳幼児期から学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでのこどもの成長過程は、乳幼児期から連続性を持つものです。このため、こども・若者のライフステージに応じた必要な支援が特定の年齢で途切れることがないよう、社会全体で切れ目なく支援します。

基本目標3　子育てにやさしいまちづくり

核家族化の進行や地域のつながりが希薄化、ひとり親家庭が増加する中で、子育て当事者が孤立感や経済的な不安を抱いたり、子育てと仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えることができるよう支援の充実を図ります。

また、町全体で子育てを支援する気運の醸成にも取り組みます。

4. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
こどもと親が自ら学び・育つまち　たかなべ	基本目標1 こども・若者が 自分らしく成長できる まちづくり	**(1)こども達の権利擁護・意見の反映** ①こども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映
		(2)こども達が安全で健やかに育つことができる環境づくり ①遊びや体験活動の推進 ②こどもまんなかまちづくり ③こども・若者が活躍できる機会づくり ④こども・若者の健やかな育ちの実現
		(3)困難な環境にあるこども達への支援 ①こどもの貧困対策 ②障がい児への支援 ③児童虐待防止対策 ④悩みや不安を抱えるこども・若者への支援 ⑤こども・若者の自殺対策 ⑥犯罪・事故などからこども・若者を守る取組
	基本目標2 こども・若者の将来に わたる健やかな成長を 支援するまちづくり	**(1)安心してこどもを産み育てることができる環境づくり （こどもの誕生前から幼児期まで）** ①妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ②質の高い幼児教育・保育の提供
		(2)未来を担うこども達の育成（学童期・思春期） ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 ②こどもの居場所づくり ③成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ④いじめ防止対策や不登校のこどもへの支援
		(3)若者の希望を叶える高鍋づくり（青年期） ①若者への就職支援 ②若者にとって魅力ある地域づくり ③出逢い・結婚への支援
	基本目標3 子育てにやさしい まちづくり	**(1)子育て支援の充実** ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ②子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進 ③ひとり親家庭への支援 ④子育て支援情報の発信、こども政策DXの推進
		(2)共働き・共育ての支援 ①男性の育児休業取得支援を通じた「共働き・共育て」の支援 ②多様な働き方と子育ての両立支援
		(3)こどもと子育てにやさしい社会づくり ①町全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成

第5章　施策の展開

基本目標1　こども・若者が自分らしく成長できるまちづくり

基本施策(1)こども達の権利擁護・意見の反映

①こども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映

【現状と課題】

　こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、多様な人格を持った個として尊重されるべき存在です。このため、その権利や利益が積極的に擁護されるよう、町民への人権教育に取り組むことが必要です。加えて、こども・若者の意見を聞き、こども・若者の視点に立った施策の展開が必要です。

【取組の方向】

　町民一人ひとりにこども・若者の人権を尊重する心が養われるよう、こども・若者の権利に関する普及啓発を図ります。また、こども・若者の意見を幅広く聴取し、施策に反映させるための取組を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
こども・若者の権利に関する普及啓発	○こども・若者の人権を尊重する心や態度が養われるよう、「こども基本法」や「児童の権利に関する条約」の普及啓発を行うほか、人権に関する講座を開催するなど、家庭、地域社会などあらゆる場を通じた人権教育を行います。 ○学校教育において、「人権に関する作品」募集や、人権啓発映画の上映等、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成するとともに、こどもの権利を含む人権教育を行います。
こども・若者の意見を施策に反映させるための取組の推進	○こども・若者の意見を幅広く聴取するため、アンケート調査等により、こども達やその保護者などの意見を幅広く聴取します。また、聴取した意見については、効果的な施策の推進に生かします。 ○こども・若者の社会参画を促すため、意見聴取の意義を広く周知するほか、意見について、ホームページ等を活用し、分かりやすくフィードバックします。

基本施策（2）こども達が安全で健やかに育つことができる環境づくり

①遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

遊びや体験活動は、こども達の健やかな成長の原点であり、多くのこどもや大人、様々な自然や場所など身の周りのモノやコトとの出会いや関わりを通じて、自分の世界を拡げ、成長していくことにつながります。

本町では、こども達と地域との世代間交流や、町内高等学校との連携による「高等学校学び体験」のほか、児湯学友団コンソーシアムと連携を図り多くの体験学習を実施しています。また、関係団体と連携して食育活動にも取り組んでいますが、取組を進めるにあたりパイプ役となる人材の確保が求められています。

今後は、それぞれの分野をつなげるパイプ役となる人材の育成・確保や、地域の素材をよりよく活用しながら、こども達が主体的に社会の形成に参画する態度の育成や規範意識の醸成を図る取組を進める必要があります。

【取組の方向】

取組を継続するにあたって、地域や関係団体等の連携強化を図ります。また、こども達がふるさとに愛着を持つことができるようなプログラムの実施を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
自然体験・社会体験の充実	○児童生徒の発達段階に即して、地域や学校、青少年育成団体と連携・協力した自然体験活動・社会体験活動の充実に努めます。
食育の推進	○食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるため、家庭・地域等との連携を図ります。
文化芸術体験機会の提供・充実	○こども達の豊かな感性や創造性を育て、ふるさとに対する誇りや愛着を育むため、質の高い公演に触れる機会の提供やふるさとへの関心を高める取組など、こども達の文化に触れる機会や創作・発表機会の充実を図ります。

②こどもまんなかまちづくり

【現状と課題】

こどもや子育て家庭が安心して快適に日常生活を送ることができるよう、その視点に立った「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要です。

本町では、授乳室・おむつ替えスペースを提供する「赤ちゃんの駅」の設置や、老朽化が顕著であった舞鶴公園の整備を行うなど、こども達が安心して利用できる空間を確保するための施設整備や維持管理に取り組んでいます。

今後も、老朽化が顕著である施設の整備を進めるほか、町民に対するバリアフリー整備状況の情報発信などに取り組む必要があります。

【取組の方向】

安全で安心して利用できるよう公園等の整備を図ります。また、妊婦や子連れ、乳幼児が安心して利用できるよう公共施設等のバリアフリー化に引き続き取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
こども・子育て施設の充実	（こども・子育て支援事業債関係） 〇町内に子育て相談室（仮）を整備します。 ※今後、関係各課等と協議のうえ具体的な内容を記載
子育てにやさしいまちづくり	〇公共施設等の受付において妊婦やこども連れの方を優先する「こどもファスト・トラック」や、民間企業等との連携により、授乳室・おむつ替えスペースを提供する「赤ちゃんの駅」の設置を推進します。
こどもや子育て当事者の視点に立った公園づくり	〇子育て家庭が安心して公園（都市公園・児童遊園）を利用できるよう、遊具の改修など、公園内の施設改修や整備等を行います。
公共施設等のバリアフリー化	〇公共施設のバリアフリー化推進や、公共的施設を有する民間事業者等への啓発に取り組みます。
子育てに適した住宅・居住環境の整備	〇公営住宅において、子育て世帯の入居機会の拡大を図るほか、子育てを担う世代が安全でゆとりある住宅を確保できるよう、ホームページ等を活用して住まいに関する情報を提供します。

③こども・若者が活躍できる機会づくり

【現状と課題】

グローバル化が進行する中で、その対応や多様な価値観への理解、チャレンジ精神を育成する教育などが求められています。

本町では、AI型教材「キュビナ」や授業支援ソフト「ロイロノート・スクール」を活用した学習指導や、町教育研究所と連携したICT教材活用等の推進など、協働的な学びやこども一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実を図るほか、教職員への研修など人材の資質向上に取り組んでいます。

これからの予測困難な未来を生き抜くこども達には、様々な課題を自分事として捉え、多様な他者と協働しながら解決を図るなどの学びに向かう力の育成を図る必要があります。

また、外国籍の親を持つこどもが増えてきていることから、関係機関が連携した受け入れ態勢の構築が必要です。

【取組の方向】

グローバル化に対応できる人材の育成を図ります。また、外国人のこどもの受け入れ態勢の充実を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
グローバル人材の育成	○地域や町内企業を支えるグローバル人材を育成するため、教育機関や産業界と連携し、海外留学制度の充実に取り組みます。
ＥＳＤ教育、ＳＴＥＡＭ教育の推進	○総合的な学習（探究）の時間を中心として、社会とのつながりを意識した主体的な学びの機会を充実するなど、ＥＳＤ教育*に取り組みます。 ○各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「ＳＴＥＡＭ教育*」等の視点に立って、教科分野横断的な資質・能力の育成を図ります。
外国人のこども・若者等への教育の支援	○日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について、必要な支援を行います。

＊ＥＳＤ教育・・・Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する学習・教育活動

＊ＳＴＥＡＭ教育・・・Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Arts（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の５つの単語の頭文字を組み合わせた教育概念。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習

④こども・若者の健やかな育ちの実現

【現状と課題】

不妊や予期せぬ妊娠、性感染症などを防ぐためにも、妊娠・出産など健康管理に関する様々な取組が求められています。

本町では、高鍋町健康づくりセンターを中心に関係機関が連携して性教育やいのちの教育などの普及啓発に取り組んでいます。また、「20歳の集い」でリーフレットを配布するなど、アルコールやたばこ等の生活習慣に関する情報提供を実施しています。

今後も、学校や関係機関等と連携しながら取り組むことが必要です。

【取組の方向】

男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、健康教育や普及啓発に取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
プレコンセプションケアの推進、性と健康に関する教育や普及啓発	○男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、健康教育や普及啓発に取り組みます。 ○学校における専門医による講話等の実施や性に関する相談窓口の設置など、児童生徒が抱える健康課題に対応できる体制づくりを進めます。
予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進	○予期せぬ妊娠や死産・流産等を含めた性と健康に関する悩みについて、相談支援を実施します。また、支援者向けの研修会等を通して、保健・医療・教育等の関係機関が共通認識を持ち、連携して取り組めるよう努めます。
慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	○小児慢性特定疾病を抱える児童の健全育成及び自立促進を図るため、相談や訪問指導等の支援を行います。また、成人後も必要な医療を切れ目なく提供するため、小児期と成人期の医療従事者間の連携を図ります。

基本施策（3）困難な環境にあるこども達への支援

①こどもの貧困対策

【現状と課題】

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や学習の機会・意欲の低下など、こどもの権利を脅かす深刻な問題です。

本町では、高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」が中心となって相談支援体制を構築しており、高鍋町社会福祉協議会などの関係機関と連携して支援に取り組んでいます。

今後も、こどもの貧困の早期発見・早期支援に関係機関が連携して取り組むことが必要です。

【取組の方向】

高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」を中心として、ワンストップ窓口での相談支援に取り組むとともに、学校、児童福祉施設、高鍋町健康づくりセンターなどをプラットフォームとして支援に取り組みます。また、相談体制の充実を図り、国や県などが実施する支援制度の周知を徹底します。

【具体的施策】

施　策	内　容
生活の安定の支援	○高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」を中心に、教育、民間団体等も含めた地域における多様な関係機関が連携・協力して、生活面の課題の解決に向けた支援を行います。 ○貧困の状態にあるこどもが地域において孤立することを防ぐために、こども食堂など、住民が世代を超えて交流できる場を確保し、地域全体でこどもを見守り支える取組を支援します。 ○こどもの貧困対策支援に携わる人材の育成や民間団体等への支援を行います。
教育の支援	○こどもが抱える貧困を含めた様々な課題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制を強化します。 ○生活困窮世帯やひとり親世帯のこどもに対して、民間団体等と連携して居場所づくりを含む学習支援に取り組みます。
保護者の職業生活の安定と向上のための支援	○貧困の状態にある世帯の生活を安定させるとともに、親の働く姿を見て育つことで、こどもの労働に対する意識を醸成し、貧困の連鎖を防止するために、就労支援や生活困窮者の自立に向けた包括的な支援に取り組みます。
経済的支援	○貧困の状態にある家庭の生活を下支えするために、生活保護費や児童扶養手当、必要な資金の貸付などといった支援に繋げるなど、県と連携した経済的支援を行います。

②障がい児への支援

【現状と課題】

本町の障がい児(者)施策は、「高鍋町障がい者計画」に基づき、障がい者や高齢者を含むすべての町民が、一人の人間として尊重され、社会の構成員として地域の中で、誰もが共に生活を送れるという「共生」の社会づくりをめざすために、「共に支え、共に生き、自分らしく自立して暮らせるまちたかなべ」を基本理念に次世代に対する施策の推進を図っています。

このような中で、本町では、平成25年4月に設置した「高鍋町障がい者(児)等基幹相談支援センター」を核として、他の相談支援事業所と連携し相談支援体制を強化するとともに、相談窓口の周知や啓発を行い、障がい者(児)が困難を抱いた時に、適切な相談先を選択できるよう環境を整備してきました。

現在、健診時において言語や行動等の発達面での要観察者が増えている状況にあります。今後も、関係機関が連携しながら、療育支援体制の整備やサービスの充実を図ることが必要です。

また、発達障がいに対する正しい理解を、保護者や幼稚園教諭・保育士、教員等に対して普及啓発するとともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の実現に取り組む必要があります。

【取組の方向】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等を推進します。

また、障がい児の健全な発育・発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう各種サービス事業をはじめ、保育所・認定こども園や放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れをさらに推進し、各種の子育て支援事業所や障害児通所支援事業所との連携を図り、すべての障がいをもったこどもへの支援を強化します。

さらに、地域で暮らす障がい児が地域の中でひとりの個人として尊重され、もてる力を充分に発揮し、自分らしく暮らし、学び、生活を楽しんでいくことができる環境の実現を目指します。

【具体的施策】

施　策	内　容
専門的支援が必要な障がい児への支援の強化	○医療的ケア児や重症心身障がい児について、「高鍋町障がい者(児)等基幹相談支援センター」を中心に、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターなどとの連携による相談支援体制の強化など、地域における支援体制の整備を進めます。
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組	○一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応えることができるよう、通級による指導を中心に多様な学びの場の整備・充実を図るとともに、こども達の達成感、自己肯定感を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。
地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進	○児童発達支援センター、児童発達支援事業所が地域の中心となり、保育所等訪問支援などを活用しながら、保育所、児童相談所及び保健所等との連携を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実を図ります。

③児童虐待防止対策

【現状と課題】

児童虐待はこどもの心身の成長だけでなく、人格形成そのものに重大な影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められます。

本町では、高鍋町要保護児童対策地域協議会を組織し、調整機関である高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」を中心に、町、児童相談所、福祉事務所、警察、保健所、教育機関など関係機関が必要時に迅速に対応できるよう情報共有及び体制の強化に取り組んでいます。また、各種研修会に参加することで、問題の発生予防や早期発見、早期対応に向けた職員の資質向上に取り組んでいます。

現在は、関係団体等で情報共有を行っているものの、対応件数が年々増加してきていることから、職員体制の見直しや共有する情報の精査が課題となっています。

今後も、関係団体等の連携強化を図るとともに、職員の資質向上に取り組むことが必要です。

【取組の方向】

虐待の背景は多岐にわたっているところであり、すべてのこどもの健全な心身の成長を図るため、発生予防、早期発見、早期対応に努めるとともに、社会的自立を促していくため、保護・支援・アフターケアに至るまでの連携のとれた総合的な支援に取り組みます。また、社会的養護を必要とする家庭への支援に取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進	○母子保健から児童福祉まで一体的に相談支援を行う「高鍋町こども家庭センター」を開設し、関係部署等が連携した家庭支援を行います。 ○子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業などの家庭支援事業を推進します。
県や関係機関との連携強化、児童虐待防止に対する意識啓発	○児童虐待に対応する職員等のスキルアップや連携強化を図るため、県が実施する講習の受講や、高鍋町要保護児童対策地域協議会の場での講習機会の確保など、こども家庭への支援がきめ細やかに行える体制づくりを進めます。 ○児童相談所や警察などとより一層の情報共有を図ることで、児童虐待の未然防止や早期発見に繋げるとともに、適切な役割分担のもとで連携を強化します。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」の周知広報を継続し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

④悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

【現状と課題】

ひきこもりやヤングケアラーなど顕在化しにくい問題への対応が求められています。

このような問題の早期発見、早期対応に向けて、関係機関が連携しながら取り組むことが必要です。

【取組の方向】

「宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば」や「宮崎県ひきこもり地域支援センター」など県の関係機関と連携した取組を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
ヤングケアラーへの支援	○ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげるため、教育分野や関係機関との連携強化を図るとともに、「宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば」が実施する普及啓発活動等に連携して取り組みます。
ひきこもりへの支援	○ひきこもりで悩んでいる方やその家族を支援するため、「宮崎県ひきこもり地域支援センター」などと連携し、相談体制の構築・強化を図ります。

⑤こども・若者の自殺対策

【現状と課題】

全国的にこども・若者の自殺者数が増加傾向となっています。

このような中、誰も自殺に追い込まれることがないよう生きることの包括的な支援として、保健、医療、福祉、教育など各分野が連携を図りながら、自殺対策に取り組むことが必要です。

【取組の方向】

こどもが自身の心の危機に気づき、身近にいる信頼できるおとなに相談できる力を培うために「SOSの出し方に関する教育」に引き続き取り組みます。また、県や関係団体等と連携しながら、自殺予防の普及啓発に取り組むとともに、相談体制の充実に取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発	○一人一人が悩んでいる人に声かけを行う「ひなたのキズナ“声かけ”運動」の推進や自殺予防の普及啓発活動に、県や教育委員会など関係機関と連携した周知徹底に取り組みます。
自殺予防教育の推進	○こども達がいのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶＳＯＳの出し方に関する教育を推進します。また、教職員がこどものＳＯＳに気付き、受け止め、関係機関につなぐことのできる研修を実施します。
電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備	○精神保健福祉センターやこころの悩みへの対応を専門とするＮＰＯ・企業等と連携しながら、こども達が相談しやすい体制の充実を図ります。

⑥犯罪・事故などからこども・若者を守る取組

【現状と課題】

こども・若者の成長過程によって変化していく安全・安心を確保していくためには、家庭、学校、社会が一体となったハード・ソフトの取組が必要です。

本町では、地域や関係団体等と連携しながら、こどもの見守り活動や防犯灯の設置、防犯訓練、交通安全の啓発活動、防災訓練等に取り組んでいます。

今後も、性犯罪・性暴力対策や学校における安全教育、交通安全活動など、学校や地域、関係団体等と連携した取組が必要です。

【取組の方向】

家庭、地域、学校、警察、行政など関係機関の連携強化を図り、こども・若者を犯罪被害から守るための取組を推進するとともに、通学路や学校施設等の安全点検の実施、地域の見守り活動への支援などにより事故防止に取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
こどもが安全に安心してインターネットを利用できる取組の推進	○こどもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行えるよう、情報リテラシーの習得支援やこどもや保護者に対する啓発などに取り組みます。
こども・若者の性犯罪・性暴力対策	○学校等で性犯罪及び性被害防止のための教育を行います。また、相談窓口で受けた相談への対応や、犯罪被害者等の精神的ダメージ軽減のためのカウンセリングなどの支援活動を、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「さぽーとねっと宮崎」関係機関・団体と連携して行います。
通学路等の交通安全対策	○こどもの安全な通行を確保するため、学校・教育委員会、警察、道路管理者等で連携し、「通学路交通安全プログラム」に位置づけられている要対策箇所において、歩道や防護柵等の交通安全対策や道路交通環境整備に取り組みます。
防犯・交通安全・防災教育など学校等における安全教育の推進	○学校や児童福祉施設等における防犯講話や不審者対応訓練等を通して、危険から自分自身を守る知識や能力を身につけさせる安全教育を行います。また、安全に関する情報の迅速な共有を図ることで、事故や犯罪の未然防止を推進します。
学校等におけるこどもの安全の確保	○保育所・幼稚園・認定こども園の耐震化など、園舎等の整備を促進します。 ○学校等の施設・設備について、安全・安心な環境を確保するため、老朽化（長寿命化）対策を推進するとともに、建物の非構造部材の耐震対策に取り組みます。

基本目標2　こども・若者の将来にわたる健やかな成長を支援するまちづくり

基本施策(1)安心してこどもを産み育てることができる環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで)

①妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

【現状と課題】

次世代の育成を支援するにあたっては、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子の健康確保に取り組むことが重要です。

本町では、妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に取り組んでいます。また、「オヤトコ(高鍋町母子健康包括支援センター)」を開設し、妊娠・出産・育児期の親子が安心して過ごすことができるよう相談サポート体制に充実に取り組んでいます。

今後も、関係機関等が連携しながら、保健や医療の充実を図ることが必要です。

【取組の方向】

妊娠前から基本的な生活習慣を身につけ、健康な身体をつくり、安全な出産につながるよう支援に取り組みます。また、子育て期における育児不安の解消・虐待予防の視点から、安心して子育てできる支援体制の整備を図ります。保健、医療、福祉及び教育分野の連携を強化し、地域の医師、歯科医師、助産師、保育士等の専門職や地域ボランティア等の協力を得ながら、母子保健施策を推進します。

【具体的施策】

施　策	内　容
妊娠・出産に係る相談体制や不妊治療対策の強化	○男女を問わず性と生殖に関する健康上の問題や悩みを解決するため、「オヤトコ」や、性と健康の相談センター「スマイル」等において、思春期、妊娠・出産、不妊・不育等のライフステージに応じた専門的な相談支援を行います ○不妊治療への理解促進に向けた啓発活動を行うとともに、不妊治療に要する費用を助成するなど、妊娠・出産を希望する方を支援します。
産前産後の支援の充実と体制強化	○母子健康手帳交付の際、保健師等の専門職がすべての妊婦と面談を行い、妊娠期から支援が必要な方について、医療や福祉等と連携した支援を行います。 ○妊娠中は、両親学級の実施、電話や面談による個別のサポート、必要に応じて家庭訪問を実施します。産後は保健師や助産師が生後３か月ごろまでに乳児家庭全戸訪問を行い、個別の状況に応じた産後ケア事業の実施など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 ○里帰り妊産婦への切れ目のない支援の充実を図るため、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携を促進します。
乳幼児健診、相談等の推進	○乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるよう、１か月児及び５歳児を含めた乳幼児の相談や健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に取り組みます。 ○感染症の発生予防のため、県や医師会と連携して、予防接種に関する正しい知識の普及、必要な情報の提供を行い、接種率の向上を図ります。

②質の高い幼児教育・保育の提供

【現状と課題】

核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、こどもや子育て家庭の環境が大きく変化しています。このため、多様化する教育・保育のニーズに対応できる教育・保育環境の整備が求められています。

本町では、子ども・子育て支援法に基づいた子ども・子育て支援事業の展開など、多様化する教育・保育ニーズへの対応を図っています。また、町立わかば保育園を中心に町内の教育・保育施設で構成される「高鍋町保育力向上委員会」において保育士等の資質向上に取り組むほか、国交付金等を活用した教育・保育施設の整備に対する財政支援などを行っています。

このような中で、人口減少に伴う入所定員の確保や保育士等の不足、教育・保育施設から小学校への円滑な接続などが課題となっています。

今後も、関係機関が連携し、国や県の制度を活用した教育・保育環境の整備を進める必要があります。

【取組の方向】

子育て家庭のニーズや地域の実情を踏まえるとともに、人材の育成・確保に取り組みながら、教育・保育の量の確保と質の向上を図ります。また、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図り、小学校就学への円滑な移行を推進します。

【具体的施策】

施　策	内　容
幼児教育・保育の質の向上	○保育者の資質や専門性の向上を図るため、幼児教育・保育施設の保育従事者を対象として、キャリアステージに応じた研修や、保育現場における喫緊の課題に対応した研修などを実施します。 ○県の幼児教育スーパーバイザーや市町村幼児教育アドバイザーによる保育参観や園内研修を実施し、教育内容や指導方法、環境の改善等を図ります。
幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進	○幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、保育施設や小学校の関係者が連携した架け橋期のカリキュラム作成と教育方法の充実・改善に取り組みます。
保育人材の育成・確保・処遇改善	○保育人材の安定確保や資質の向上を図るため、国・県の制度を活用した支援や、更なる処遇改善などに取り組みます。

基本施策（2）未来を担うこども達の育成（学童期・思春期）

①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

【現状と課題】

次代を担うこども達が豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成、また、個性を生かし、自ら学び考える力である「生きる力」を育成することが求められています。

本町では、「新明倫の教え（小学校）」及び「明倫堂の教え（中学校）」を活かした道徳教育や情操教育の推進に取り組んでいます。さらに、「スクールスポーツプラン」の活用を通して、こども達の健康や体力についての意識を高める施策を展開しています。また、コミュニティ・スクールを通して地域との連携を図るとともに、学校生活指導員、地域学校協働活動推進員など専門スタッフの配置による人的支援にも取り組んでいます。

今後も、こども達の「生きる力」の育成に向けた取組を充実させるとともに、地域との連携強化を図ることが必要です。

【取組の方向】

こども達が「生きる力」を身につけるため、日常の授業や放課後等の余剰時間を通し、校舎・校庭の有効活用、地域の人材の登用を測るなど弾力的な学校運営ができる体制づくりを推進します。

【具体的施策】

施　策	内　容
確かな学力を育む教育の推進	○主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育むため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業を推進します。 ○研修会や学校訪問の実施等により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、教員の指導力を向上させるとともに、児童生徒の学力向上を図ります。
地域のスポーツ環境の整備や体力向上のための取組の推進	○運動・スポーツに親しむこども達を育成するため、指導者を対象とした研修会等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブ「高鍋スポーツクラブ」やスポーツ少年団等を通じてスポーツ機会の充実に向けた取組を支援します。

②こどもの居場所づくり

【現状と課題】

全てのこどもが、孤独を感じることなく安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体でこども達を支えていくことが求められています。

本町では、「放課後児童対策パッケージ」に基づく「場の確保」、「人材の確保」、「適切な利用調整（マッチング）」の推進や、不登校・ひきこもりのこどもの居場所となる「まちなかコラボ」の開設、こども食堂の開催に対する支援などに取り組んでいます。

今後も、関係機関や地域と連携したこどもの居場所づくりに取り組むことが必要です。

【取組の方向】

子育て家庭の多様なニーズに対応できる居場所づくりの充実を図ります。また、居場所の担い手の育成や確保に対する支援の充実を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
こども食堂などこどもの居場所づくりの推進	○こどもを誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うため、官民の連携・協働を重視しながら、こども食堂や、こどもの居場所の安定的な運営に寄与するフードバンク等の取組を支援し、持続可能なこどもの居場所づくりを推進します。 ○新たな居場所づくりの担い手を支援するため、立ち上げ時のサポートや情報提供など、円滑な立ち上げを支援します。
放課後児童対策の取組強化	○放課後児童クラブの施設整備や運営にかかる経費を支援するとともに、県などと連携し、放課後児童支援員の資格取得や資質向上に取り組みます。 ○国の「放課後児童対策パッケージ」による放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を進めることで、双方でこども達の情報を共有し、よりきめ細かな支援に繋げるほか、様々な体験活動の機会の提供による放課後児童の多様な居場所づくりを推進します。

③成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【現状と課題】

こども達が社会の中で主体的に行動できるよう、自立に必要な知識の習得や郷土に対する誇り・愛着をはぐくむ教育の推進が求められています。

本町では、「高鍋町キャリア教育支援センター」との連携や、地域学校協働活動推進員による地域の素材活動（ひなた場、職場体験学習など）を通して、こども達キャリア教育に取り組んでいます。

今後も、こども達が自身の夢に向かって成長できるようキャリア教育支援に取り組むとともに、地域の素材を活用することで、ふるさとに対する誇りや愛着を育むことが必要です。

【取組の方向】

こども達が社会人として自立していくために必要な基盤となる能力や、態度の育成に取り組みます。また、ふるさと高鍋に誇りや愛着を持つことができるよう、教育の充実を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
郷土に対する誇り・愛着を育む教育の推進	○児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるよう、地域や学校の特色に応じ、総合的な学習（探求）の時間をはじめ、様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさとに学び、誇りと愛着を育む教育を推進します。
ライフデザインに関する意識啓発・情報提供	○若い世代が結婚や子育て、ワーク・ライフ・バランス等、将来のライフデザインを描くことができるよう、県と連携して意識啓発・情報提供に努めます。
キャリア教育・職業教育の推進	○こども達が自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、「高鍋町キャリア教育支援センター」の充実を図りつつ、学校と家庭・地域や産業界などが連携・協働して体験的・実践的なキャリア教育を推進します。

④いじめ防止対策や不登校のこどもへの支援

【現状と課題】

全国的にいじめや不登校は深刻な問題となっており、早期発見・早期対応が必要となっています。

このため、いじめについては、県が策定した「いじめの認知から解消までのガイドライン」による指導の徹底を図り、いじめの積極的な認知・解消に努めることが必要です。さらに、いじめの未然防止に向けた取組の充実が必要です。

不登校については、その要因や背景が一人ひとり異なることから、個々の状況に応じた支援に取り組むことが必要です。

本町では、学校やスクールソーシャルワーカー、こども家庭支援センター「みらい」、「まちなかコラボ」などの関係機関と連携し、配慮を必要とするこども達への支援の充実を図っています。

今後も、関係機関が連携した支援体制を構築するとともに、よりきめ細かな支援を提供するため、支援員配置の見直しなどの取組が必要です。

【取組の方向】

スクールカウンセラー等による相談支援体制の強化を図ることで、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
いじめ防止対策の強化	○県教育委員会が策定した「いじめの認知から解消までのガイドライン」による指導の徹底を図り、いじめの積極的な認知・解消に努めます。
不登校のこどもへの支援	○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの学校の専門スタッフを含めた教育部門と福祉部門との連携を強化し、相談支援体制のさらなる充実を図ります。 ○学校や「まちなかコラボ」などの関係機関が連携し、不登校のこども及びその保護者に対する支援に取り組みます。

基本施策（３）若者の希望を叶えるまちづくり（青年期）

①若者への就職支援

【現状と課題】

本町において若者が継続的に就労し、安定した収入を確保することは、若い世代が本町に住み続け、結婚し、こどもを持つために重要です。

このため、雇用の場の確保により若者の定住を促進し、安定した収入を得ることで家庭を築き、安心してこどもを産み育てられる環境づくりに取り組むことが必要です。

【取組の方向】

ハローワークや県と連携しながらキャリア支援に取り組み、雇用機会の創出を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
若者への就職支援	○高鍋町で働きたい人と高鍋町で人材を採用したい企業が集まる求人メディア「高鍋おしごと探検隊」により求人情報を発信するなど、若者への就職支援に取り組みます。
リ・スキリングの推進	○地域経済をけん引する産業人材を育成するため、様々な業種に共通して求められるビジネススキルを身に付ける人材育成プログラム「ひなたＭＢＡ」の取組を推進します。

②若者にとって魅力ある地域づくり

【現状と課題】

本町の年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移しており、今後も減少することが見込まれています。将来の担い手である若者が減少することは、全国的にも大きな課題となっております。

このような中、魅力ある雇用の創出やＵＩＪターンの更なる促進など、若者が本町で希望のライフプランを描き、定着に結びつく施策の取組を強化する必要があります。

【取組の方向】

魅力ある雇用の創出や起業の支援、ＵＩＪターンのさらなる促進など、若者の定着に向けた取組を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
若者の起業・創業支援や地域課題解決型ビジネス等の新たな産業の振興	○地域における社会的課題の解決に資する起業や事業計画の策定など、高鍋商工会議所と連携して行う創業支援の取組を支援します。
賃上げ、非正規雇用労働者の正規化の取組	○中小企業・小規模事業者の賃上げの原資を確保するため、生産性向上等による「稼ぐ力」の向上や適正な価格転嫁を推進します。
移住・ＵＩＪターンの推進	○移住・ＵＩＪターンの推進を図るため、高鍋町移住・定住ポータルサイト「高鍋町定住のススメ」による情報発信や、経済的支援、サポート体制の充実を図ります。

③出逢い・結婚への支援

【現状と課題】

本町の婚姻数は、平成30年以降、減少傾向で推移しています（P15）。

このような中、結婚に対する不安感の軽減や、結婚を希望しながら出逢いのない若者に出逢いの場を提供するなど、結婚を望む若者を応援することが必要です。

本町では、国の交付金を活用した結婚新生活に対する支援のほか、県と連携した出逢いの場の提供などに取り組んでいます。

今後も、社会全体で結婚を応援する気運づくりを醸成するため、関係機関と連携した取組が必要です。

【取組の方向】

婚活の取組に対する支援に取り組むとともに、結婚に対してポジティブなイメージを持つことができるよう気運の醸成を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
結婚に対するポジティブイメージの醸成	○若い世代の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえて、県と連携した戦略的な広報、イベントの開催等により、出逢いや結婚を社会全体で応援する気運を醸成します。
結婚に伴う新生活への支援	○国や県と連携し、結婚に伴う住宅取得費用や引っ越し費用等を補助するなど、新婚夫婦の新生活を支援します。

基本目標3　子育てにやさしいまちづくり

基本施策(1)子育て支援の充実

①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

子育てに関する不安や負担として最も大きいのが「子育てにお金がかかる」といった経済的負担感です。本町においても、町民意識調査の結果により、子育てに関する不安や悩みの第1位が「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」となっています(P18、19)。

本町においては、こども医療費の無償化を高校生年代まで拡充、中学生の給食費無償化、第2子の保育料無償化などに取り組んでいます。

今後も、子育てしやすい環境づくりに向けて、経済的負担の軽減を図る施策の取組を強化する必要があります。

【取組の方向】

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や幼児教育・保育の無償化など子育てにかかる経済的な支援の充実を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
児童手当支給による経済的支援	○次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として児童手当を支給します。
幼児教育・保育料の負担軽減	○県と連携し、保育所・認定こども園等の利用料の軽減に取り組みます。
こども医療費の安定的運営	○こども医療費助成制度の安定的な運営に努めます。
小学生の学校給食無償化の推進	○小学生の学校給食無償化の実現に取り組みます。

②子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進

【現状と課題】

子育て家庭が大きな不安や負担なく子育てを行っていくためには、地域の中でそれぞれの家庭のニーズに応じた支援を受けられることが重要です。

本町では、地域子育て支援センターにおけるイベント、育児相談の実施、子育て中の親が交流できる場づくりの取組やファミリー・サポート・センターによる子育て支援などに取り組んでいます。また、家庭教育学級を開催し、家庭の教育力育成を図っています。

このような中で、地域で孤立している家庭に対するアプローチ方法や、高齢化等によるファミリー・サポート・センターの会員数減少などが課題となっています。

今後も、子育ての不安解消に向け、ニーズに応じた支援体制の充実や家庭教育支援の推進に取り組むことが必要です。

【取組の方向】

家庭、地域、学校がそれぞれの役割や責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体でこどもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を図ります。また、子育てに関する悩みや不安の解消に向けて、親同士の交流や親の資質向上等を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
子育て相談支援体制の推進	○子育て世帯の負担感・不安感を軽減するため、地域子育て支援センターを中心に、親子が気軽に交流できる場の提供や交流の促進を図るほか、子育てについての相談や情報提供を行います。
病児保育の利用促進	○自宅での保育が困難な病気のこどもを一時的に預かる病児・病後児施設について、県と連携した利用料の助成など、利用促進を図ります。
地域の子育て力を活用したファミリー・サポート・センターの推進	○乳幼児や子育て世帯等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターについて、会員数及び利用者数の増加を図ります。
家庭教育支援の推進	○家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家庭教育支援に係る地域のキーパーソンによる家庭教育支援体制を整備します。

③ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

本町の離婚件数は、年間40件前後で推移しています。

このような中、母子世帯の45%が平均月収15万円未満にあるなど、ひとり親家庭は厳しい経済状況にあり、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援など、生活の安定と自立の促進に向けた総合的な対策が必要です。

本町においては、令和5年4月からのこども医療費助成制度の拡充にあわせ、ひとり親家庭医療費助成の自己負担分を無償化するなど、ひとり親家庭への支援を進めてきました。

今後も、関係機関と連携した相談体制の充実や、支援制度の周知徹底に取り組むことが必要です。

【取組の方向】

ひとり親家庭のこどもの健全な育成を図るため、自立と就労の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就労支援、経済的支援について、総合的な対策を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
ひとり親家庭への経済的支援	○生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付など、県と連携した経済的支援を行います。 ○生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭医療費助成制度の安定的な運営に努めます。 ○ひとり親家庭が養育費の支払いを適切に受けることができるよう、国・県と連携した支援を行います。
ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	○一時的に家事援助や保育等が必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行うなど、ひとり親家庭の子育てや生活を支援します。
ひとり親家庭の就労支援、相談支援体制の強化	○ひとり親家庭がより良い就業によって安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供などの相談支援に努めます。
ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援	○高鍋町社会福祉協議会等と連携しながら無料・低額の学習支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや学校等の関係機関と連携して適切な指導援助を行います。

④子育て支援情報の発信、こども政策DXの推進

【現状と課題】

子育てしやすい環境づくりのためには、子育てに関する情報の積極的な発信が求められています。

本町では、広報誌をはじめ、ホームページや公式LINEなどのデジタルも活用しながら、子育て関連情報の情報発信に取り組んでいます。また、高鍋町施設マップを作成し、町外から転入してきた子育て世帯に配布するなど、子育て支援情報の周知を図っています。

今後も、庁内関係課が連携しながら、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を図ることが必要です。

【取組の方向】

子育て家庭に対して、子育てに必要な情報や支援が届くよう、様々な媒体を活用して情報の発信に取り組みます。また、母子保健のデジタル化や保育DXなど、こども政策DXの推進を図ります。

【具体的施策】

施　策	内　容
子育て支援情報の総合的な提供	○子育て支援にかかる必要な情報や支援が届くよう、町公式ＳＮＳや県が運営する子育て支援ポータルサイト「すくすくみやざき」をとおして、妊娠・出産や子育て等の各段階に応じた支援情報や関連イベント情報等を提供します。
母子保健のデジタル化や保育ＤＸなどこども政策ＤＸの推進	○住民・地方公共団体・医療機関間の母子保健情報の迅速な共有による健康管理の充実や母子保健事業の充実を目指すとともに、子育て支援制度を網羅的に集約化したデータベース「子育て支援制度レジストリ」の活用による子育て支援制度の利用促進などこども政策のデジタル化と利活用を進めます。 ○保育現場の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、ＩＣＴの導入による保育の安全性の向上など保育ＤＸを推進します。

基本施策（2）共働き・共育ての支援

①男性の育児休業取得支援を通じた「共働き・共育て」の支援

【現状と課題】

全国的に共働き家庭が増加する中で、家事や育児の負担が女性に偏りがちであることから、男性の積極的な家事・育児への参画が求められています。しかしながら、男性の家事・育児への参画状況や男性の育児休業の取得状況は依然として低い水準にあります。

本町では、町民意識調査の結果によると、本町で充実を図ってほしい子育て支援策の上位に「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」が入っています（P22、23）。

このようなことから、男性の家事・育児への参画を促進することや男性の育児休業取得促進が求められています。

【取組の方向】

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画社会の推進に取り組みます。

男性の育児休業取得促進に向けて、企業や町民などの子育てへの気運醸成に取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
男性の家事・育児への参画促進	○家事・育児に関するパパ向けワークショップや、親子で楽しめる参加型イベントの開催などにより、企業や町民の子育てへの気運を醸成します。

②多様な働き方と子育ての両立支援

【現状と課題】

仕事と子育ての両立のためには、配偶者が協力しながら取り組むとともに、長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現など企業の働き方改革が求められています。

本町では、町民意識調査の結果によると、仕事と子育てを両立させるために必要だと思うことの第1位が「配偶者の協力」、第2位が「職場の中の意識や理解、協力体制」となっています（P21）。

このようなことから、職場においても子育て家庭を応援するという気運の醸成に取り組むことが必要です。

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、町民や企業などに対する啓発に取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
仕事と生活の両立支援など働きやすい職場づくり	○県内事業所の働き方改革を支援するため、県や関係機関と連携し、働きやすい職場環境づくりに関する認証制度「ひなたの極（きわみ）」や「仕事と生活の両立応援宣言」を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。 ○多様な働き方と子育ての両立支援を促すため、宮崎労働局などと連携し、支援制度の周知を図ります。

基本施策（3）こどもと子育てにやさしい社会づくり

①町全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成

【現状と課題】

少子化は、就業状況や経済的負担感、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、社会全体で対策に取り組むことが重要です。

本町においても、少子化が進行する中で、婚姻率の低下と出生数の低下が課題となっています。

このようなことから、町民、地域、関係団体、企業、行政等が少子化の現状に対する共通認識を持った上で、一体となってこどもと子育てにやさしい社会づくりに取り組むことが必要です。

【取組の方向】

少子化に歯止めをかけるため、町民、地域、関係団体、企業、行政等が一体となって、町全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成に取り組みます。

【具体的施策】

施　策	内　容
出逢い・結婚、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成	○県と連携し、町民・行政・企業・関係団体等が少子化の現状に対する共通認識を持った上で一体となって社会全体で出逢いや子育てを応援し気運の醸成を図る「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を広く展開し、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられる地域づくりを推進します。
子育て支援団体や企業等の取組支援	○子育て支援団体の取組について情報発信を行うとともに、団体間のネットワークの強化を図ります。 ○地域において、出逢いイベントの開催や子育て家庭の交流の場づくりなど、出逢い・結婚や子育ての環境整備に取り組んでいる企業や団体を支援します。

第6章　教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業の提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

高鍋町こども計画は、子ども・子育て支援事業計画を内包しています。子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び本町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

（1）教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。

②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。

③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

（2）教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●居宅より容易に移動することが可能か ●区域内で事業の確保が可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

（2）教育・保育提供区域について

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みについて、アンケート調査結果や、令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を次のとおり設定します。

①1号認定（3～5歳）・・・幼稚園及び認定こども園の利用

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a.量の見込み（人）	65	68	61	55	51
b.確保方策（人）	65	80	80	80	80
b―a	0	12	19	25	29

②2号認定（3～5歳）・・・保育所・認定こども園の利用

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a.量の見込み（人）	367	357	357	357	356
b.確保方策（人）	367	357	357	357	357
b―a	0	0	0	0	1

③3号認定（0～2歳）・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

【0歳】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a.量の見込み（人）	49	44	39	35	31
b.確保方策（人）	76	76	76	76	76
b―a	27	32	37	41	45

【1～2歳】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a.量の見込み（人）	201	197	194	191	187
b.確保方策（人）	216	216	216	216	216
b―a	15	19	22	25	29

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

各事業の量の見込みについて、アンケート調査結果や、令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を次のとおり設定します。

①地域子育て支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	3,050	3,411	3,814	4,265	4,769
確保方策（箇所）	2	2	2	2	2

②一時預かり事業

ア　幼稚園型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	8,955	9,358	9,779	10,219	10,679
確保方策（延べ人数）	8,955	9,358	9,779	10,219	10,679

イ　一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）		214	199	185	172	160
確保方策（延べ人数）	一時預かり事業	201	188	176	165	154
	子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業	13	11	9	7	6

③子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業、就学児のみ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	120	120	120	120	120
確保方策（延べ人数）	120	120	120	120	120

④病児・病後児保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	82	90	99	108	119
確保方策（延べ人数）	82	90	99	108	119

⑤放課後児童健全育成事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a.量の見込み(人)	244	243	244	246	250
うち1年生	78	75	72	69	66
うち2年生	82	82	83	83	84
うち3年生	66	71	77	83	89
うち4年生	11	8	6	5	4
うち5年生	5	4	3	2	2
うち6年生	2	3	3	4	5
b.確保方策(人)	244	243	244	246	250
c.確保方策 (実施箇所数)	6	6	6	6	6

⑥利用者支援事業

ア　基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

イ　母子保健型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

⑦妊婦に対する健康診査

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	123	108	94	83	73
確保方策(人)	123	108	94	83	73

⑧乳児家庭全戸訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	81	73	66	60	54
確保方策(人)	81	73	66	60	54

⑨養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保方策(人)	0	0	0	0	0

⑩時間外保育事業（延長保育事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a.量の見込み（人）	153	162	171	181	192
b.確保方策（人）	153	162	171	181	192
c.確保方策 （実施箇所数）	6	6	6	6	6

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

＜確保方策＞

国の実施要項等に準じて、事業を実施します。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

＜確保方策＞

教育・保育の提供状況及び事業者の動向等を勘案し、国の実施要項等に応じて、事業を実施します。

⑬妊婦等包括相談支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件）	216	202	189	176	164
確保方策（件）	216	202	189	176	164

⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	0	0	0	0	0
確保方策（延べ人数）	0	0	0	0	0

⑮産後ケア事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	92	94	96	98	100
確保方策（延べ人数）	92	94	96	98	100

⑯子育て世帯訪問支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	462	450	438	426	415
確保方策（延べ人数）	462	450	438	426	415

⑰児童育成支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	12	12	11	11	11
確保方策（人）	12	12	11	11	11

⑱親子関係形成支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	19	19	18	18	17
確保方策（人）	19	19	18	18	17

4. 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

（1）認定こども園の普及に係る基本的考え方

現在の保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。また、保育所等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

（2）質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は、子育て家庭の多様なニーズに応じた支援を行うため、教育、保育の提供や、地域の子育て支援事業を提供することで、こどもが健やかに成長できるように支援するものです。

乳幼児期の人格形成の大事な時期である、教育・保育の提供や、地域子育て支援事業の質・量の充実に努めます。

（3）認定こども園、保育施設等と小学校との連携

小学校への円滑な接続を図るため、情報提供や交流など、小学校との連携の推進に努めます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

具体的には、施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等に対しても必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

6. 産後・育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実 強化を図ります。

第7章　計画の推進方針

1. 計画の推進体制

(1)本町の推進体制

庁内では、福祉、保健、医療、教育等の関係各課が横断的に連携しながら、こども・子育て施策を推進します。

また、広域的な課題については、国・県・他市町村と連携しながら、こども・子育て施策を推進します。

(2)地域、関係団体等との連携

本計画の推進にあたっては、町民をはじめ、地域、企業、関係団体・関係機関等の理解と協力が必要不可欠です。

社会全体で子育てに取り組むことについて、広報等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、町民参加型のサービスの拡充など、地域による取組への支援を図ります。また、保育所、認定こども園等をはじめ、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、社会全体で子育てできるまちづくりに取り組みます。

(3)人材の確保と育成

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、保育士、幼稚園教諭等の子育てに関わる関係者だけではなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、高鍋町子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況や、実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

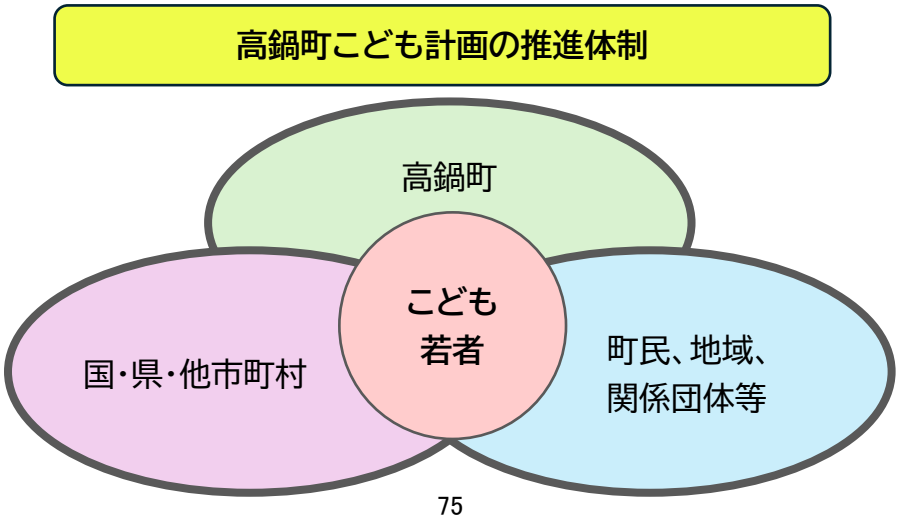

資料編

1. 高鍋町子ども･子育て会議設置条例

平成25年９月20日　条例第15号
改正　平成26年12月25日　条例第22号
改正　令和5年9月26日　　条例第19号

（設置）

第１条　町は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、高鍋町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、法第72条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

２　会議は、前項に掲げる事務を処理するにあたっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえなければならない。

（組織）

第３条　会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

(１)　子どもの保護者
(２)　関係行政機関の職員
(３)　事業主を代表する者
(４)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(５)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
(６)　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任することができる。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　会議に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

３　委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第７条　会議に、第２条の所掌事務に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）を行うため、部会を置くことができる。

２　部会の委員は、第３条に規定する委員のうちから、委員長が指名する。

３　部会に、部会長及び副部会長を置く。

４　部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によりそれぞれ選出する。

５　部会の運営については、前条の規定を準用する。

６　部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を委員長に報告するものとする。

（関係者の出席）

第８条　会議及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（報酬等）

第９条　委員の報酬及び費用弁償については、高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第１号）の定めるところによる。

（庶務）

第10条　会議の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成25年10月１日から施行する。

附　則（平成26年12月25日条例第22号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和5年9月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 高鍋町子ども・子育て会議委員名簿

No	条例項目	区分	氏名	事業所名等
1	子どもの保護者	就学前児童の保護者	寺原　一哲	高鍋町立わかば保育園ＰＴＡ会長
2		児童生徒の保護者	小泉　達成	高鍋町ＰＴＡ連絡協議会長
3	事業主を代表する者		江﨑　亮祐	高鍋商工会議所　青年部副会長
4	子ども子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園（幼稚園型）	井下　洋介	高鍋カトリック聖母幼稚園長
5		認定こども園（幼保連携型）	平原　　玲	ももの木こども園長
6		私立保育園	黒木　郁恵	一真持田保育園長
7		地域型保育事業所	黒木　昭雄	ヒマワリ保育園長
8		子育て支援センター	柏田　幸子	高鍋町地域子育て支援センター長
9		児童館	本崎　俊樹	なでしこ児童館長
10		放課後児童クラブ	村崎　恭子	特定非営利活動法人ＡＩ理事長
11	学識経験者	元保育園園長	黒岩　悦子	
12	町長が必要と認める者	主任児童委員	幸丸　公子	高鍋町民生委員児童委員協議会
13	関係行政機関の職員	高鍋町福祉課	杉田　将也	福祉課長
14		高鍋町福祉課	永友亜紀子	高鍋町立わかば保育園長
15		高鍋町健康保険課	有馬　由美	健康づくりセンター主査（保健師）